

# 第7期福生市地域福祉計画 骨子案

令和 7 年7月 25 日時点

表紙裏 白紙

音声コード

あいさつ文

音声コード

裏 白紙

音声コード

# 目次

総論	1
第1章 計画の策定にあたって	2
1. 策定の趣旨	2
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	5
4. 策定の体制	6
第2章 福生市の地域福祉を取り巻く現状と課題	7
1. 人口・世帯の状況	7
2. 高齢者の状況	8
3. 障害のある人の状況	10
4. 子ども・子育て世帯の状況	11
5. 外国人住民の状況	14
6. 地域活動・市民活動の状況	15
7. 生活保護の状況	17
8. 再犯率の状況	17
9. 策定に関する課題	18
第3章 計画の基本的な考え方	43
1. 基本理念	43
2. 基本目標	46
3. 施策体系	47
第4章 計画の推進体制	48
1. 計画の進捗管理	48
2. 圏域の捉え方・各主体の役割	49
各論Ⅰ 重層的支援体制整備事業実施計画	52
第1章 重層的支援体制整備事業について	52
1. 重層的支援体制整備事業の概要	53
2. 重層的支援体制整備事業における役割	53
第2章 重層的支援体制整備事業実施計画	53
1. 包括的相談体制の構築	53
2. 地域福祉コーディネーターの配置と活用	53
3. 包括化・重層化による伴走支援	53
4. 福祉分野を超えた参加支援・地域づくり	53
各論Ⅱ 基本施策	54
基本目標1	55
(1)・・・	55

資料編（作成中） .....	56
策定経過 .....	56
名簿 .....	56

# 総論

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 策定の趣旨

---

令和3年3月に策定した「第6期福生市地域福祉計画」及び「第4期福生市バリアフリー推進計画」が令和7年度をもって終了することから、これまでの施策の評価と課題、本市の福祉を取り巻く情勢を踏まえ、令和6年度から7年度の2か年をかけて「第7期福生市地域福祉計画」「第5期福生市バリアフリー推進計画」を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

---

### (1)法的な位置づけ

社会福祉法の改正により、地域福祉計画が福祉の各分野における上位計画として位置づけられたことを踏まえ、次の計画と一体的に策定するものです。

また、このことを踏まえ、これまでの個別計画として策定してきた福生市バリアフリー推進計画は、福生市地域福祉計画とその理念を共有し、密に連携を取りながら推進することができるよう、次期計画より地域福祉計画に包含し、一体的に策定しようとするものです。

- **福生市地域福祉計画**

社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」として策定し、厚生労働省で定める市町村地域福祉計画に盛り込む必要のある事項や「東京都地域福祉支援計画」等との整合、連携を図る。

- **福生市バリアフリー推進計画**

東京都福祉のまちづくり条例との整合を図る。

- **福生市成年後見制度利用促進基本計画**

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」として策定し、国が策定する「第二期成年後見制度利用促進基本計画」との整合性、連携を図る。

- **福生市再犯防止推進計画**

再犯の防止等の推進に関する法律第8条に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定し、国が策定する「第二次再犯防止推進計画」、都が策定する「東京都再犯防止推進計画」との整合性、連携を図る。

- **福生市重層的支援体制整備事業実施計画**

社会福祉法第106条の5に規定する「重層的支援体制整備事業実施計画」として策定する。

## (2)市の計画との関係

本計画は、『福生市総合計画(第5期)』が目指すまちの姿「人を育み 夢を育む 未来につながる まち ふっさ」の実現のために、まちづくりの5つの行動指針を踏まえた、福祉分野の「上位計画」として策定します。

この5つの行動指針は、地域福祉分野においても、目指すまちの姿を実現するための重要な行動指針となるものです。

### 生み出す

これまで地域にあったもの・考え方・関係性・活力を基に、新たな展開を創り出すことを指し、取組によって生み出されたものの存在が、新しい福生市の価値を創り出すことにつながります。

### 守る

福生市に受け継がれている想いのたすきを大事にすることや、福生市に関わるものを犯罪・災害・事故などの脅威から遠ざけることを指し、福生市の誇りを大事にし、安心して生活できるまちの環境整備につながります。

### 育てる

福生市に関わるものが成長・発展できるように力を注ぐこと、また、能力を発揮できることを指し、福生市でできることの範囲と将来の選択肢を広げることにつながります。

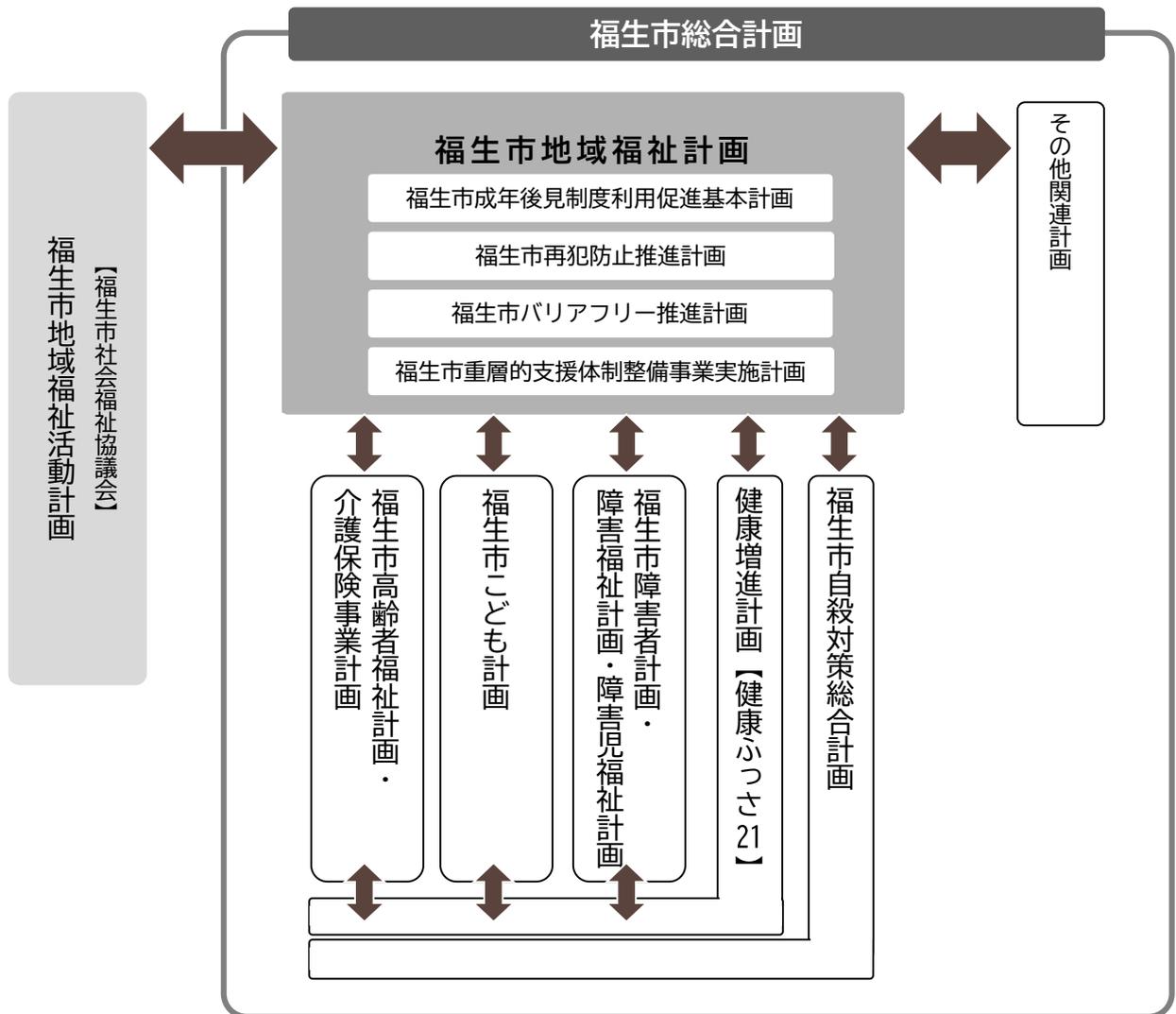
### 豊かにする

福生市に関わるひとの考え方や生活、そして、それを取り巻く環境を多様化し、充実させることを指し、「ひと」、「まち」、「くらし」の水準を引き上げ、日々の暮らしをより良いものにする事につながります。

### つなぐ

福生市に関わるもの同士を切れないように保つこと、現在から将来に続く流れが途切れないうように保つこと、離れているもの同士を引き合わせることを指し、その輪を広げていくことにつながります。

また、その他福生市の関連する各種計画等との整合を図るとともに、福生市社会福祉協議会の策定する「地域福祉活動計画」とも相互に連携を図ります。



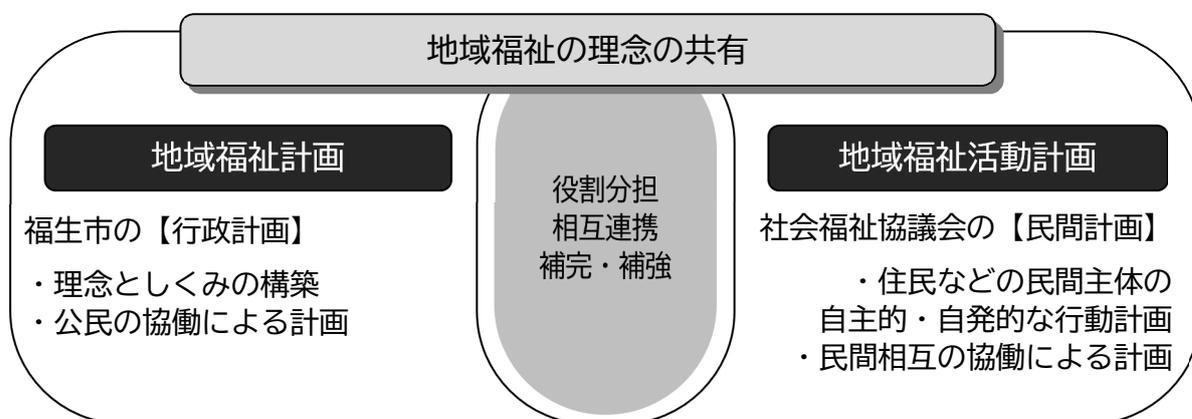
### (3)地域福祉活動計画との関係

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が中心となり、地域を構成する住民や民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・福祉・教育などの関係機関とともに相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

地域福祉計画とともに地域福祉の推進を目指すものであるため、市と社会福祉協議会が基本理念、基本目標を共有し、それぞれの立場において役割を担い、相互に連携し、補完、補強しあいながら地域福祉を進めていきます。

「福生市地域福祉計画」は地域福祉を進めるための「理念」や「しくみ」を、「福生市地域福祉活動計画」は地域福祉を進める住民主体の自主的・自発的な行動計画を定めた計画です。

#### ■ 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



## 3. 計画の期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

## 4. 策定の体制

---

本計画は、令和6年度に基礎調査を実施し、令和7年度に当該基礎調査を基に、計画の策定を行います。

### 【基礎調査(令和6年度)】

- 市民調査(18歳以上の市民3,000件配付、回収数967件)
- 地域福祉関連団体調査・ヒアリングの実施(123件配付、回収数82件、11団体にヒアリングを実施)

### 【計画策定(令和7年度)】

- 福生市地域福祉推進委員会における諮問、協議、答申(令和6年度:4回程度、令和7年度:7回程度)
- パブリックコメントの実施

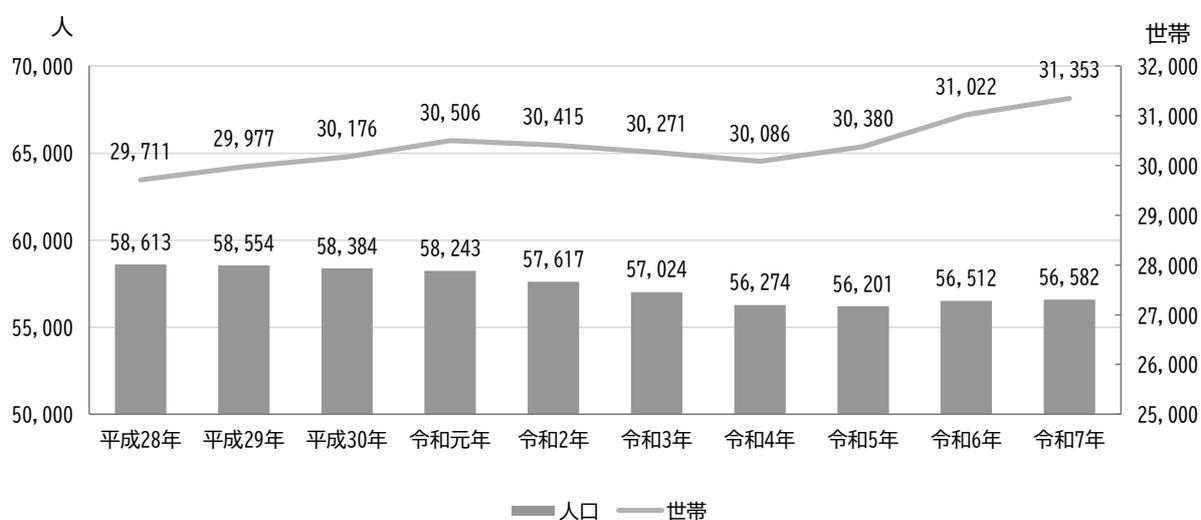
## 第2章 福生市の地域福祉を取り巻く現状と課題

### 1. 人口・世帯の状況

#### (1)人口・世帯の推移

本市の総人口をみると、令和5年まで減少傾向にありましたが、以降は増加し、令和7年時点で56,582人となっています。

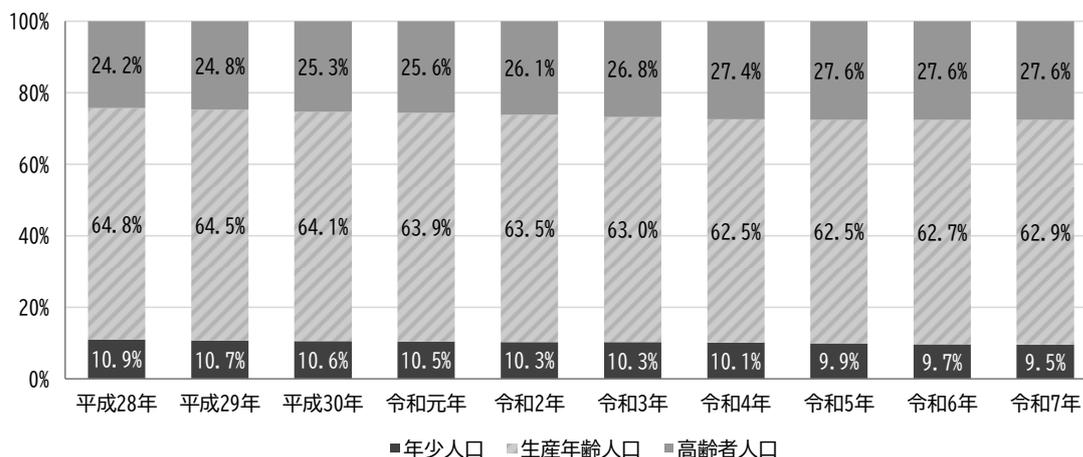
世帯数も同様に令和5年以降増加しており、世帯人員は平成28年の1.97人から令和7年の1.80人へと減少しています。



資料:福生市資料(各年1月1日現在)

## (2)年齢3区分別人口構成比の推移

年齢3区分別人口構成比の推移をみると、年少人口割合は年々減少しています。生産年齢人口割合は令和5年まで減少傾向にありましたが、近年増加がみられます。高齢者人口割合は近年横ばいとなっています。



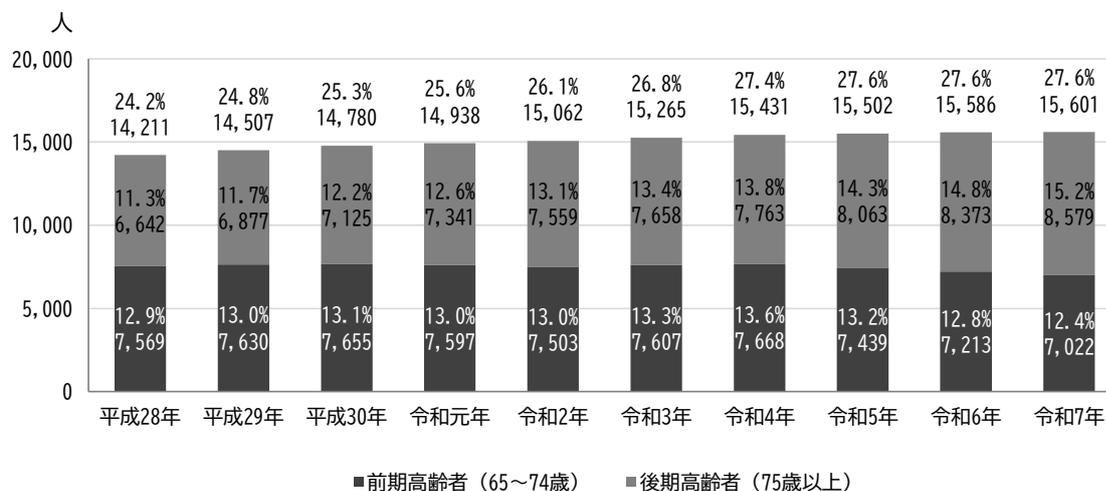
資料：住民基本台帳(各年1月1日現在)

## 2. 高齢者の状況

### (1)高齢者人口の推移

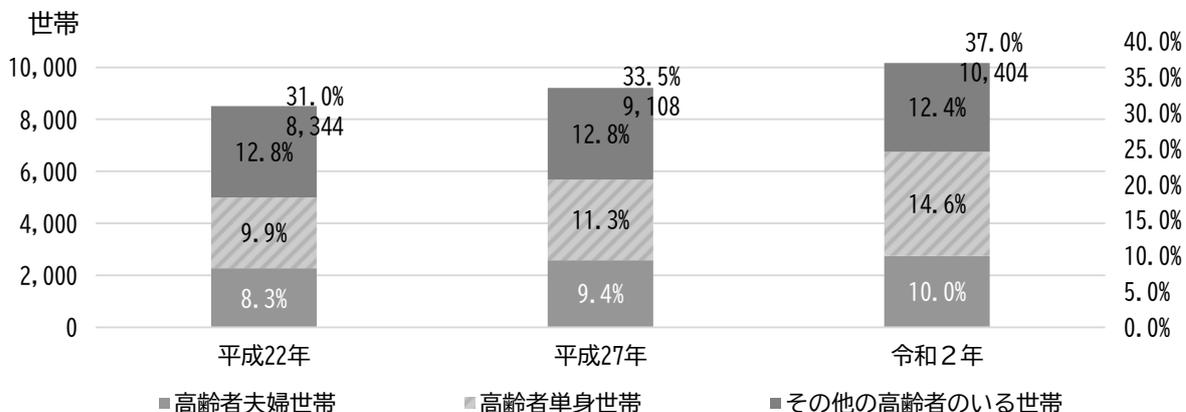
高齢者人口の推移をみると、増加傾向にあり、令和7年時点で 15,601 人、総人口の 27.6% となっています。

内訳をみると、前期高齢者は増減を繰り返しながら近年は減少している一方、後期高齢者は一貫して増加傾向にあります。



## (2) 高齢者のいる世帯数の推移

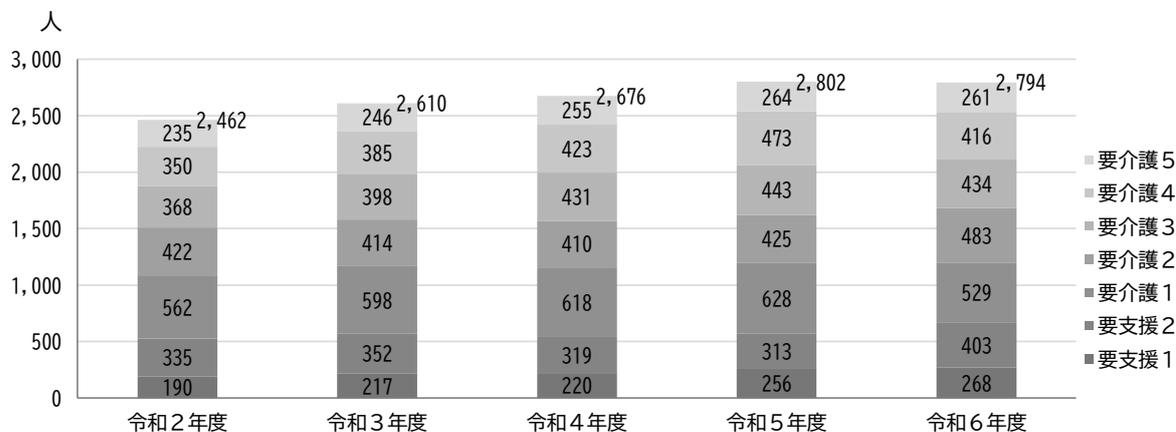
高齢者のいる世帯数をみると、令和2年時点では 10,404 世帯、一般世帯数に占める割合は 37.0%となっています。内訳をみると、特に高齢者単身世帯の伸びが大きくなっています。



資料：国勢調査

## (3) 要介護・要支援認定者数の推移

要介護・要支援認定者数の推移をみると、令和5年度まで年々増加しており、令和6年度時点で 2,794 人となっています。

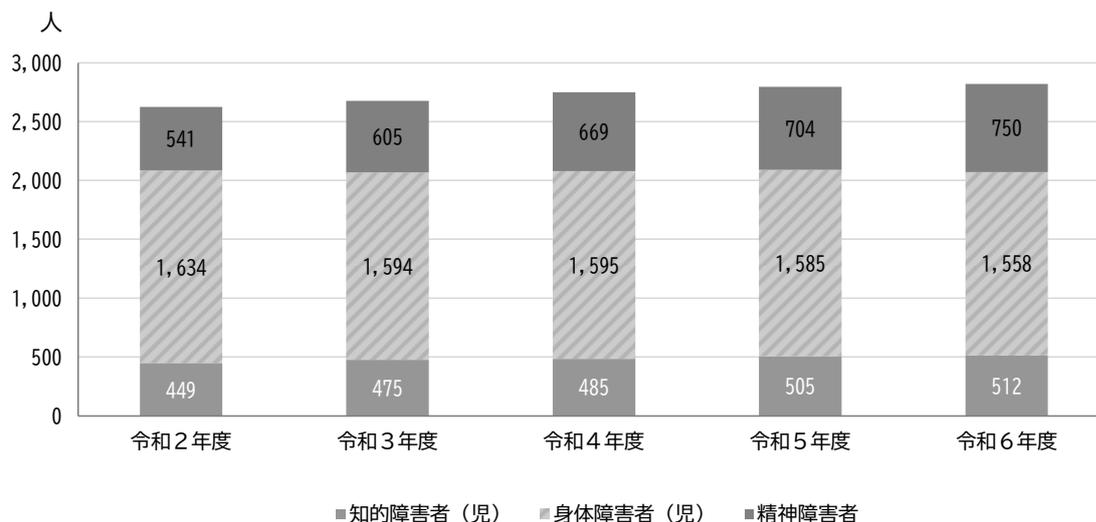


資料：事務報告書(各年度)

### 3. 障害のある人の状況

#### (1) 障害者手帳登録者の推移

障害者手帳登録者数の推移をみると、身体障害者(児)手帳は概ね減少傾向にありますが、知的障害者(児)、精神障害者は増加傾向にあります。



資料:事務報告書(各年度)

#### (2) 身体障害者(児)手帳登録者数

令和6年度における身体障害者(児)手帳登録者数は、肢体不自由が685人、視覚障害が124人、聴覚障害・言語障害が183人、内部障害が566人、合計で1,558人となっています。

(単位:人)

等級	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害・ 言語障害	内部障害	計
1級	130	32	-	344	506
2級	127	49	41	8	225
3級	120	7	26	55	208
4級	204	9	52	159	424
5級	68	20	0	-	88
6級	36	7	64	-	107
計	685	124	183	566	1,558

※該当する等級がないものは「-」と表示

資料:事務報告書(令和6年度)

### (3)知的障害者(児)「愛の手帳」登録者数

令和6年度における知的障害者(児)「愛の手帳」登録者数は、1度(最重度)が11人、2度(重度)が109人、3度(中度)が106人、4度(軽度)が286人、合計で512人となっています。

(単位:人)

1度(最重度)	2度(重度)	3度(中度)	4度(軽度)	計
11	109	106	286	512

資料:事務報告書(令和6年度)

### (4)精神障害者保健福祉手帳登録者数

令和6年度における精神障害者保健福祉手帳登録者数は、1級が50人、2級が396人、3級が304人、合計で750人となっています。

(単位:人)

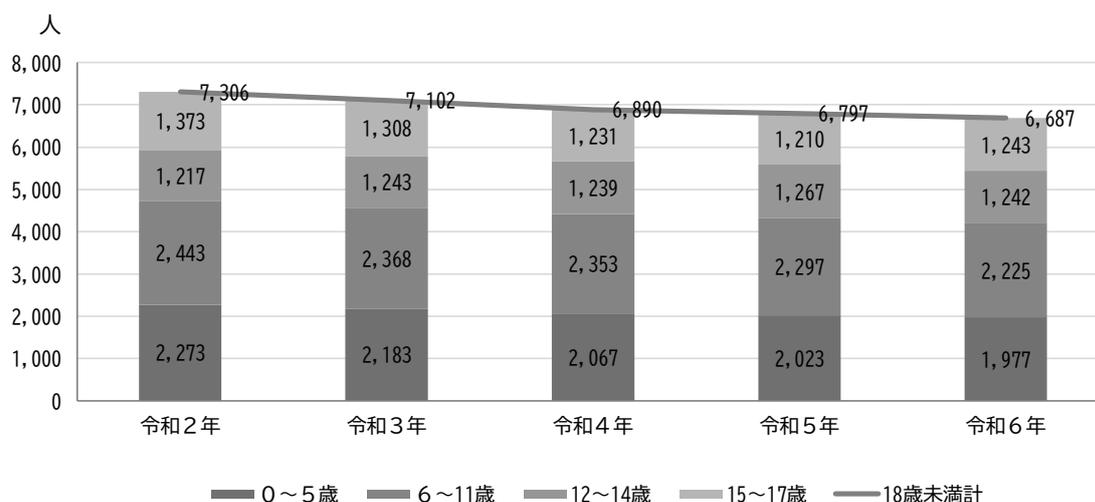
1級	2級	3級	計
50	396	304	750

資料:事務報告書(令和6年度)

## 4. 子ども・子育て世帯の状況

### (1)子ども人口の推移

18歳未満の子どもの人口は、年々減少傾向にあり、令和6年時点で6,687人となっています。年齢階級別にみると、12~14歳と15~17歳が横ばいで推移しており、その他の区分は減少傾向にあります。



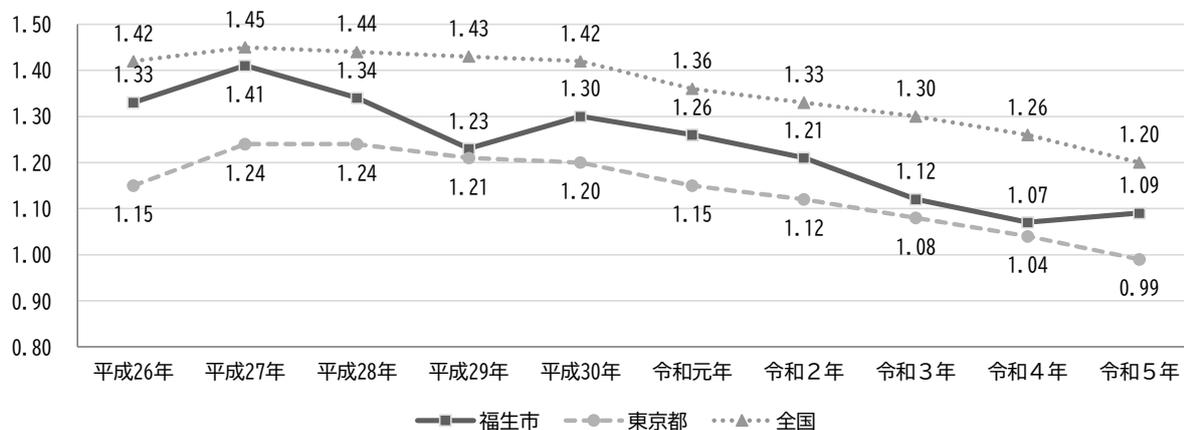
資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

音声コード

## (2)合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、概ね減少傾向にあります。令和5年は増加し 1.09 となっています。

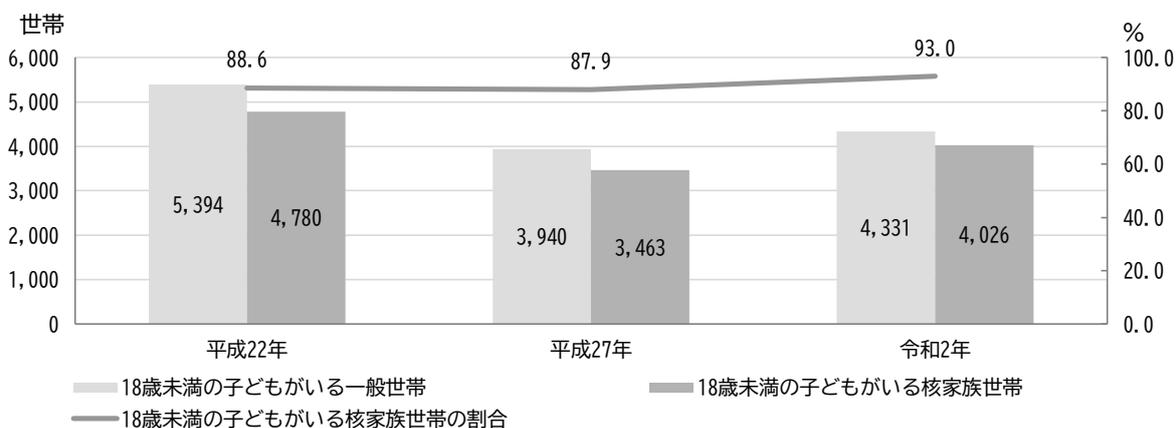
過去 10 年間いずれも全国を下回り、東京都を上回って推移しています。



資料：人口動態統計

## (3)18歳未満の子どもがいる世帯の推移

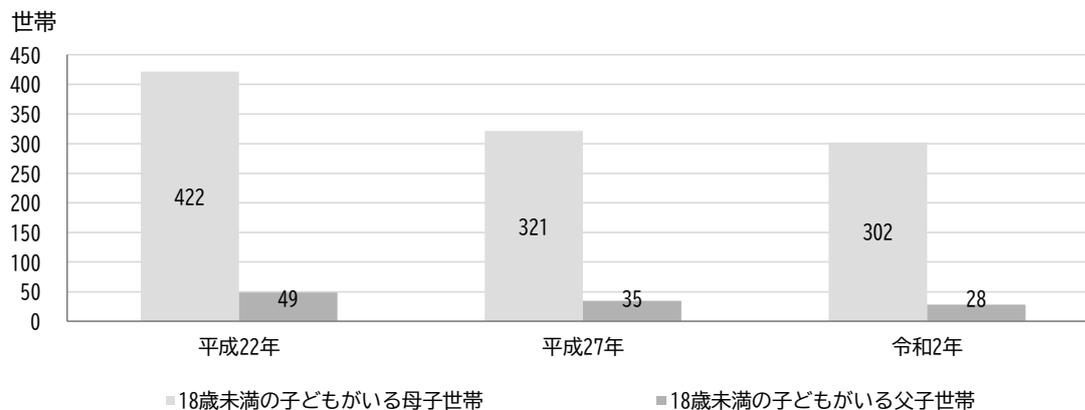
18歳未満の子どもがいる世帯の推移をみると、一般世帯数、核家族世帯数いずれも平成22年と比較して減少していますが、一般世帯に占める核家族世帯の割合は増加傾向にあり、令和2年は93.0%となっています。



資料：国勢調査

## (4)ひとり親家庭の推移

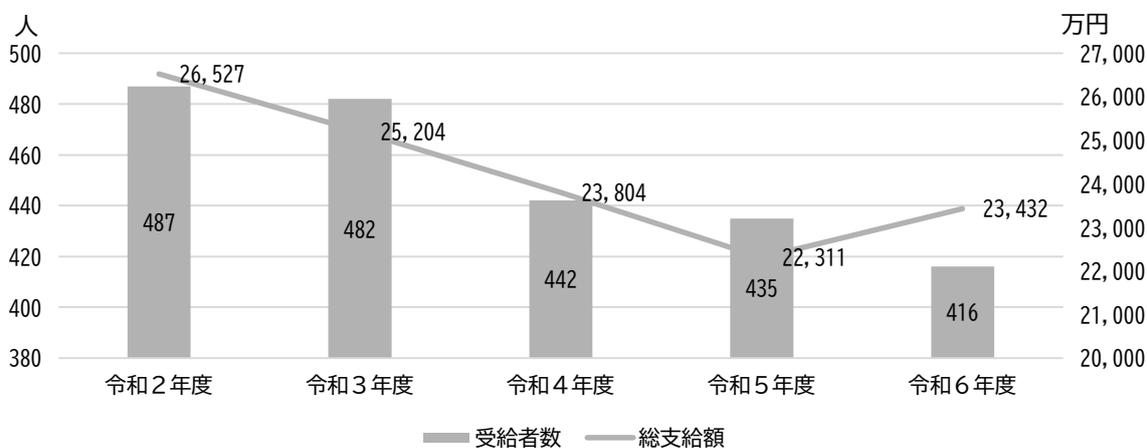
ひとり親家庭の推移をみると、母子世帯、父子世帯いずれも減少傾向にあります。



資料：国勢調査

## (5)児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当認定・支給状況をみると、受給者数、総支給額いずれも概ね減少傾向にあります。令和6年度に総支給額が増加しています。

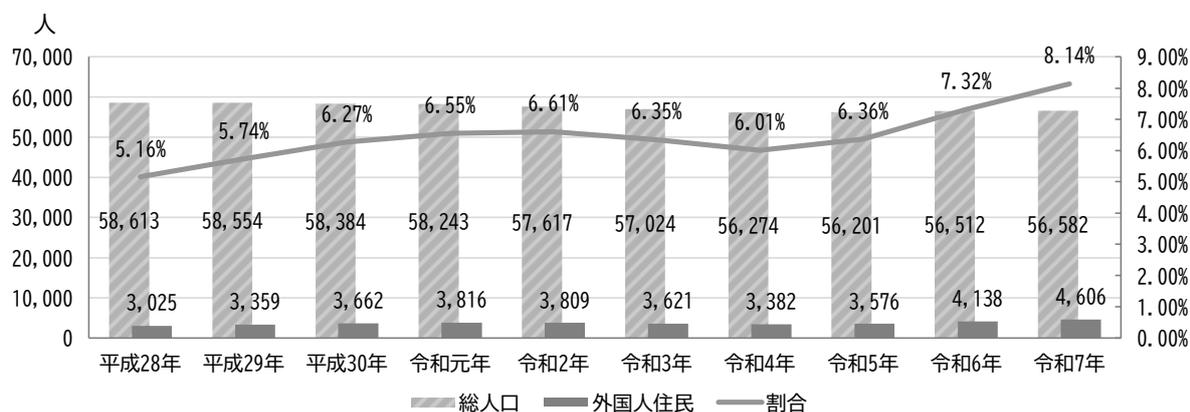


資料：事務報告書(各年度)

## 5. 外国人住民の状況

### (1)外国人住民の推移

外国人住民の推移をみると、令和2年から4年まで一時的に減少していますが、増加傾向にあり、令和7年時点で4,606人、総人口の8.14%となっています。



資料：福生市資料(各年1月1日現在)

### (2)国籍・地域別外国人住民

外国人住民を区に国籍・地域別にみると、ベトナムが1,227人と最も多く、次いでネパールが802人、中国が475人となっています。

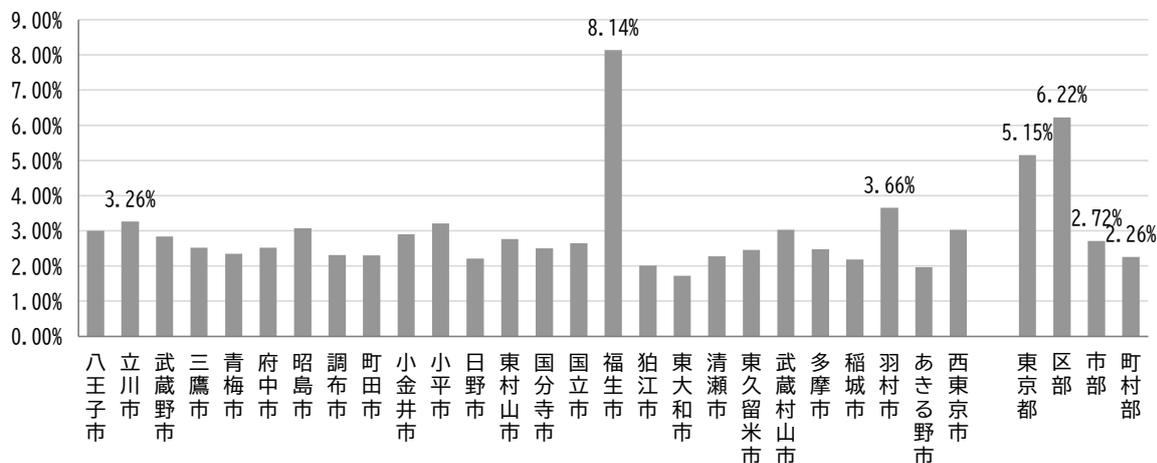
また、住民数が5人以下となっている国籍・地域は37地域となっています。

国籍・地域	人数	国籍・地域	人数	国籍・地域	人数
ベトナム	1,227	台湾	97	イラン	13
ネパール	802	パキスタン	89	マレーシア	13
中国	475	バングラデシュ	80	英国	9
フィリピン	467	ギニア	78	ウズベキスタン	9
ペルー	213	インドネシア	67	カナダ	9
ミャンマー	183	ブラジル	47	ウクライナ	7
韓国	157	モンゴル	39	ナイジェリア	7
タイ	117	スリランカ	38	ブルキナファソ	7
米国	108	ガーナ	36	ニュージーランド	7
インド	100	朝鮮	18	その他・無国籍	87
				合計	4,606

資料：住民基本台帳(令和7年1月1日現在)

### (3)外国人住民割合の比較

総人口に占める外国人住民の割合を市部と比較すると、本市は8.14%と2番目に多い羽村市と比べても多く、東京都や区部と比較しても多くなっています。

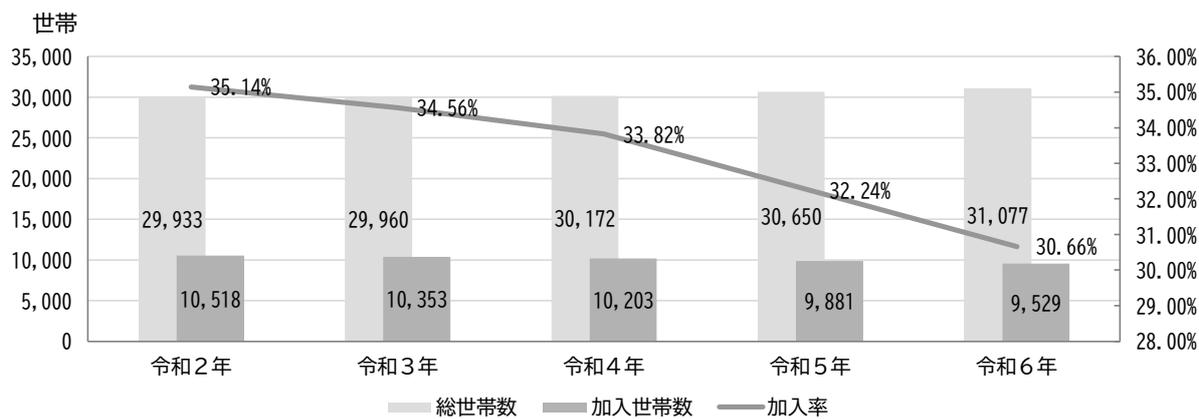


資料：住民基本台帳(令和7年1月1日現在)

## 6. 地域活動・市民活動の状況

### (1)町会・自治会加入世帯・加入率の推移

町会・自治会加入世帯の推移をみると、世帯数が増加している一方で町会・自治会加入世帯は減少しています。加入率は令和6年時点で30.66%となっています。



資料：福生市ホームページ(各年10月現在)

## (2) ボランティア・市民活動の状況

ふっさボランティア・市民活動センター登録数は重複者を含め 6,274 人、登録団体数は 163 団体となっています。

(単位:人)

登録団体数	団体登録人数 (重複者含む)	個人登録人数 (重複者含む)	登録人数合計 (重複者含む)
163団体	5,257	1,017	6,274

資料:福生市社会福祉協議会(令和7年4月1日現在)

輝き市民サポートセンターの登録団体数は 92 団体となっています。

そのうち、保健、医療又は福祉の増進を図る活動が 33 団体、社会教育の推進を図る活動が 31 団体、まちづくりの推進を図る活動が 37 団体、災害救援活動が4団体、地域安全活動が9団体、人権の擁護又は平和の推進を図る活動が 12 団体、国際協力の活動が9団体、子どもの健全育成を図る活動が 31 団体となっています。(重複含む)

資料:事務報告書(令和5年度)

## (3) NPO 法人(特定非営利活動法人)の状況

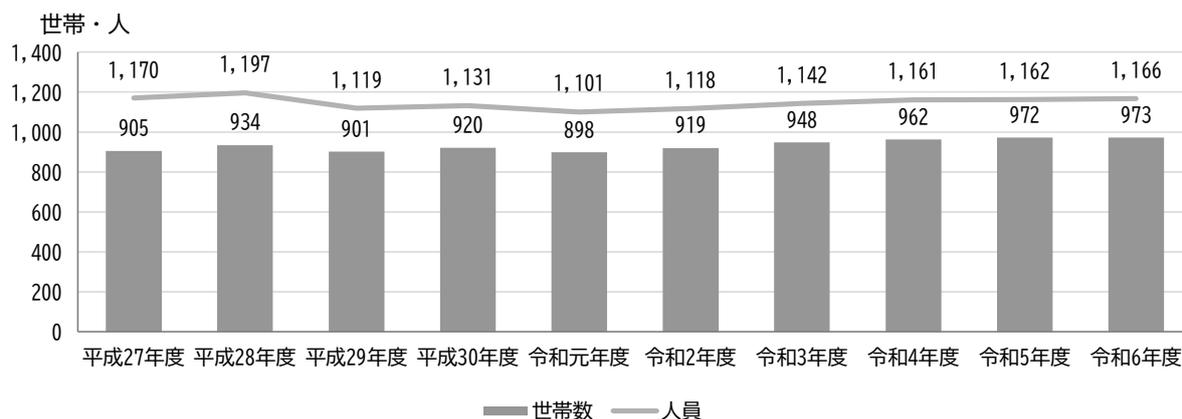
市内に主たる事務所を置く東京都認証・内閣府認証の特定非営利活動法人は、20 団体となっています。(令和7年6月現在の認証NPO法人)

そのうち、保健、医療又は福祉の増進を図る活動が 12 団体、社会教育の推進を図る活動が 8 団体、まちづくりの推進を図る活動が 6 団体、災害救援活動が 3 団体、地域安全活動が 2 団体、人権の擁護又は平和の推進を図る活動が 4 団体、国際協力の活動が 5 団体、子どもの健全育成を図る活動が 11 団体となっています。(重複含む)

## 7. 生活保護の状況

### (1) 被保護人員及び被保護世帯の推移

被保護人員及び被保護世帯の推移をみると、増減を繰り返しながら推移しており、令和2年度以降は増加傾向にあります。令和6年度時点で被保護人員が1,166人、被保護世帯が973世帯となっています。

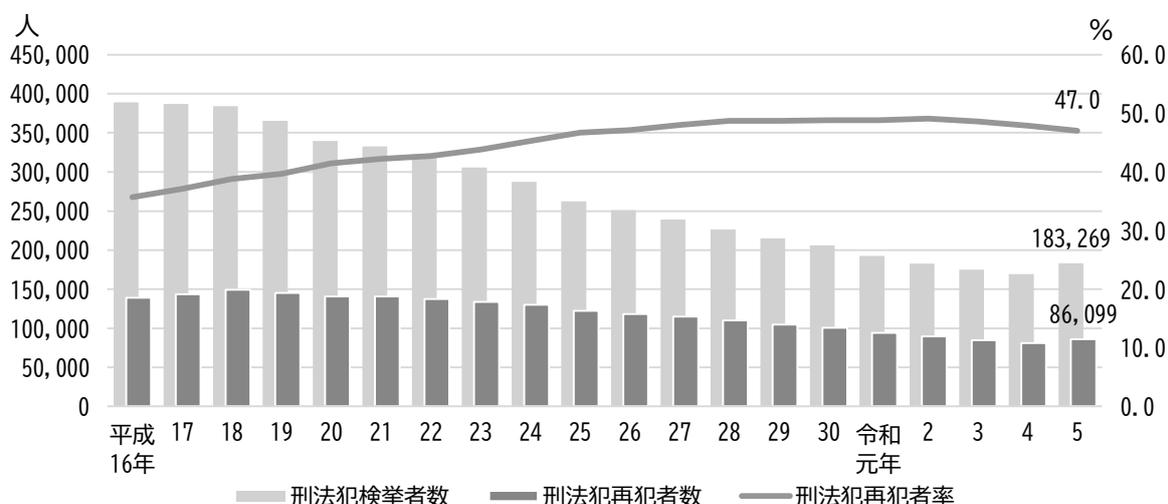


## 8. 再犯率の状況

### (1) 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率(全国)

刑法犯検挙者中の刑法犯再犯者数は、平成19年から令和4年まで、毎年減少していますが、令和5年は17年ぶりに増加し、86,099人となっています。

刑法犯再犯者率は、初犯者数が大幅に減少していることもあり、上昇傾向にありましたが、令和3年からは減少に転じ、令和5年は47.0%となっています。



## 9. 策定に関する課題

統計データ、令和6年度に実施した本計画策定のための基礎調査結果及び市政世論調査結果をもとに分析を行い、策定に関する課題をまとめました。なお、「市民調査」とは基礎調査における市民調査結果を、「団体調査」とは同調査における地域福祉関連団体調査結果を示しています。

### (1) 地域活動を担う人材の不足

- 「地域活動団体」「NPO・ボランティア団体」において、活動を行う上で困っていることについて、「リーダーの育成・メンバーの人材確保」が62.9%と最も多くなっています。【団体調査より】
- 地域活動やボランティア活動に取り組んでいるかについて、全体では「取り組んだことはない」が42.5%と最も多く、次いで「やりたい気持ちはあるが、取り組んだことはない」が19.5%、「取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない」が17.1%となっています。【市民調査より】
- 地域活動やボランティア活動に取り組んだことがない理由について、全体では「仕事や家事で忙しい」が52.7%と最も多く、次いで「活動の内容や参加の方法がわからない」が29.5%、「付き合いがむずかしそう」が27.7%となっています。【市民調査より】

福祉や地域の取組は様々なものがありますが、地域活動に「取り組んだことはない」市民の割合が高くなっています。活動を支える人材の不足により、団体の高齢化や活動の負担増加など、活動の継続等に影響を与える可能性があります。

仕事や子育て等で時間的なゆとりが少なくなる中、活動に対する負担の軽減や役割の分散など、地域活動・ボランティア活動への関わり方の間口を広げ、参加者を増加することが必要です。

### (2) ボランティア活動の機会の不足

- 地域活動やボランティア活動に取り組んでいるかについて、「やりたい気持ちはあるが、取り組んだことはない」が19.5%と次点で多く、意欲のある市民が一定数いることがうかがえます。【市民調査より】
- 地域活動やボランティア活動に参加しようとする際、どのような点を重視するかについて、全体では「身近なところで活動できる」が53.8%と最も多く、次いで「活動時間や曜日が自由」が44.0%、「活動情報の提供がある」が25.3%となっています。【市民調査より】

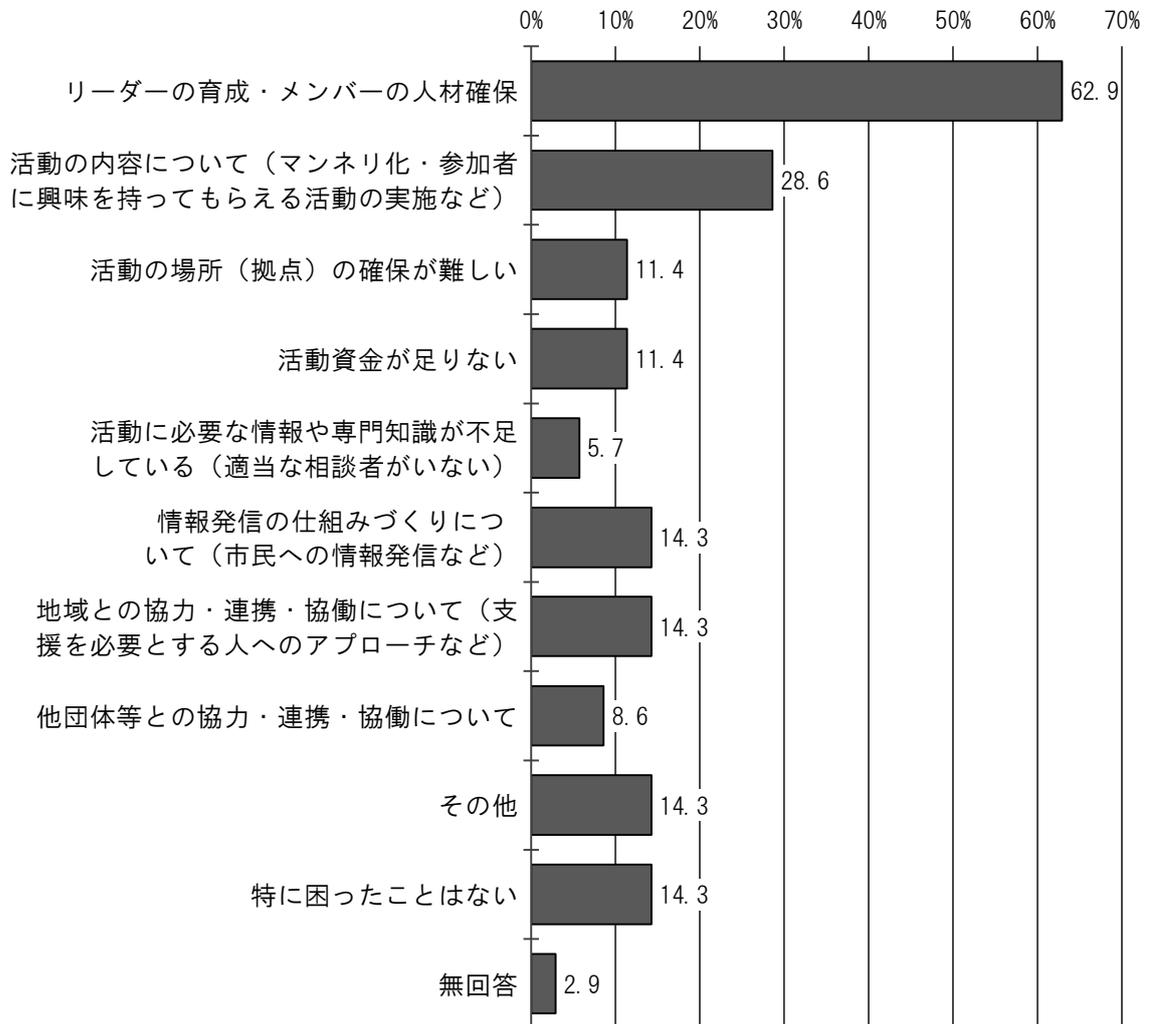
地域活動やボランティア活動へ意欲のある市民が一定数いることがうかがえる一方、活動内容や参加方法がわからない市民や、参加に当たっては身近なところで、時間や曜日が自由に活動できることを求めている市民がいることがうかがえます。

活動情報の効果的な周知や、団体相互の連携による活動のPR等、意欲のある市民が参加につながるような情報発信が必要です。

また、NPO・ボランティア活動の活性化につながるよう支援や取組を進めていくことが必要です。

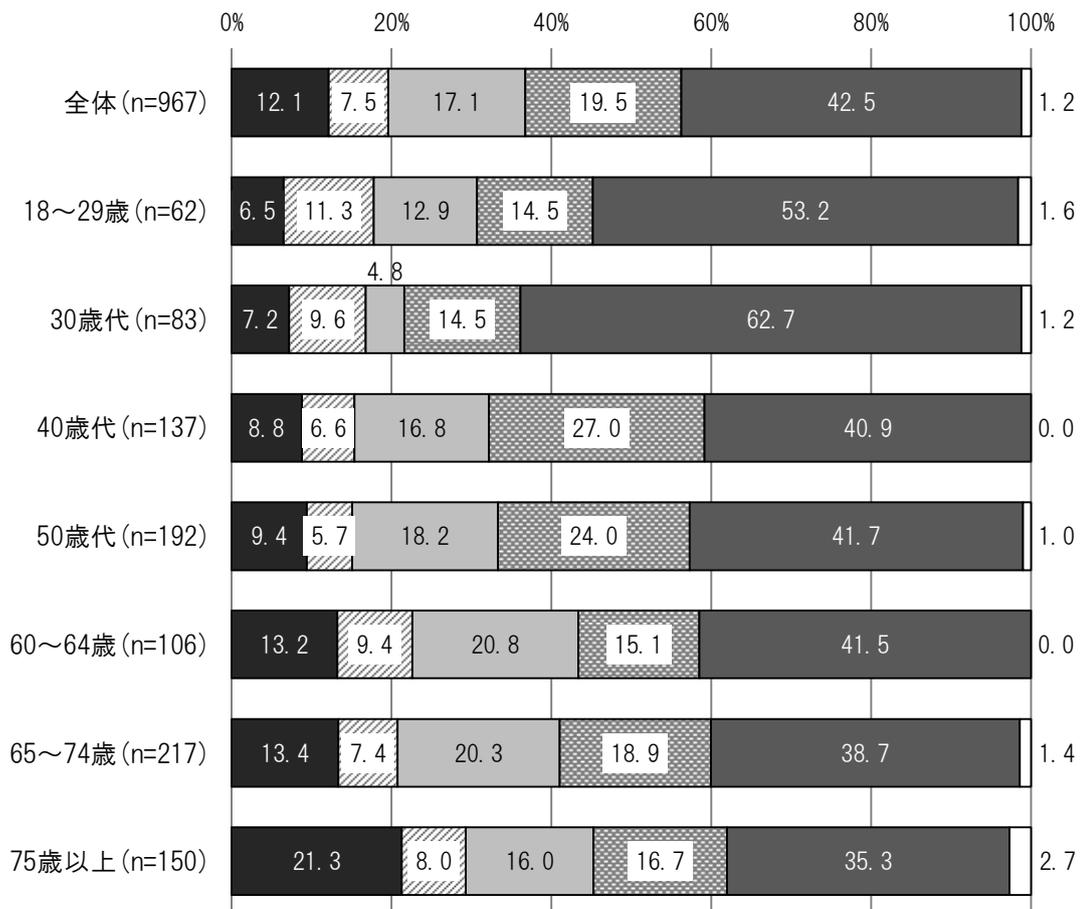
《(「地域活動団体」「NPO・ボランティア団体」のみ)団体が活動を行ううえで困っていること(複数回答)》

n=35



資料:団体調査(令和6年)

《地域活動やボランティア活動への取組状況(単数回答)》

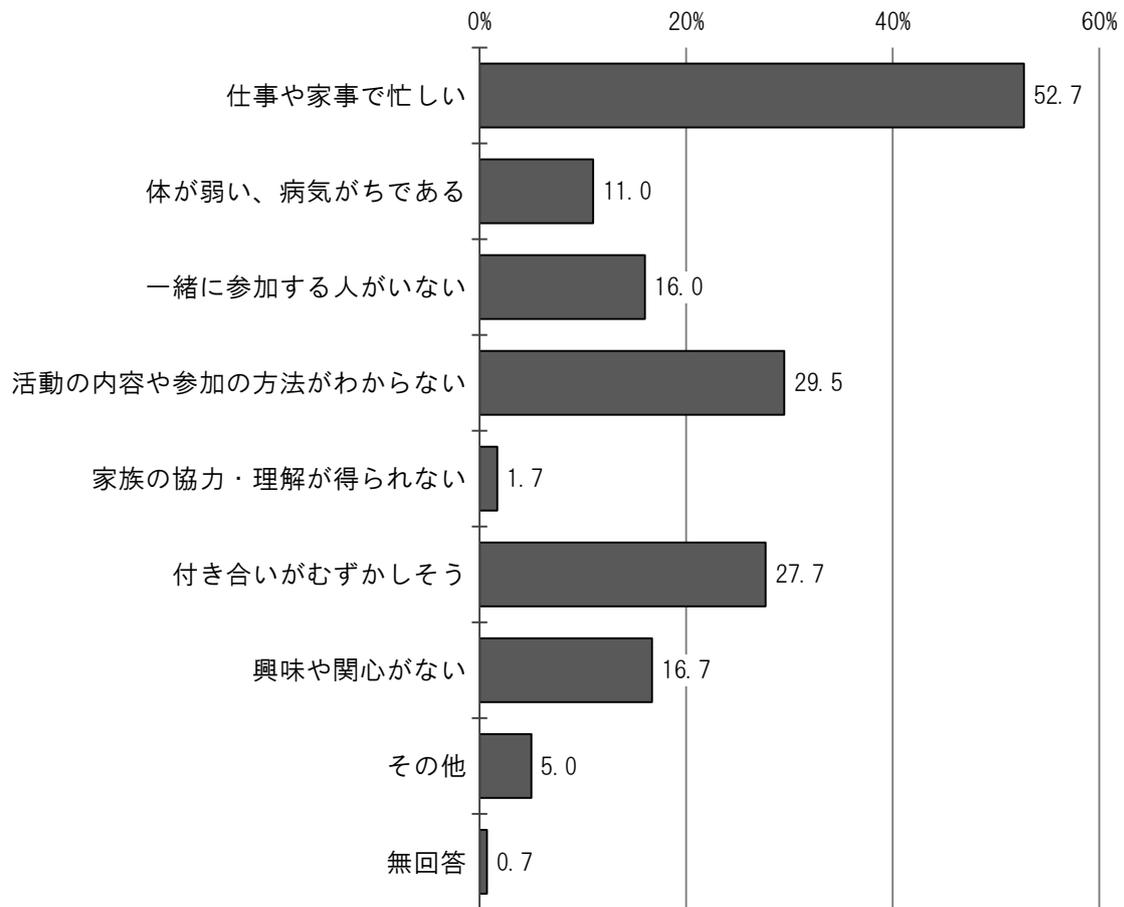


- 現在、継続的に取り組んでいる
- ▨ たまに、取り組むことがある
- 取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない
- ▩ やりたい気持ちはあるが、取り組んだことはない
- 取り組んだことはない
- 無回答

資料：市民調査(令和6年)

《(取り組んだことがない人)取り組んだことがない理由(複数回答)》

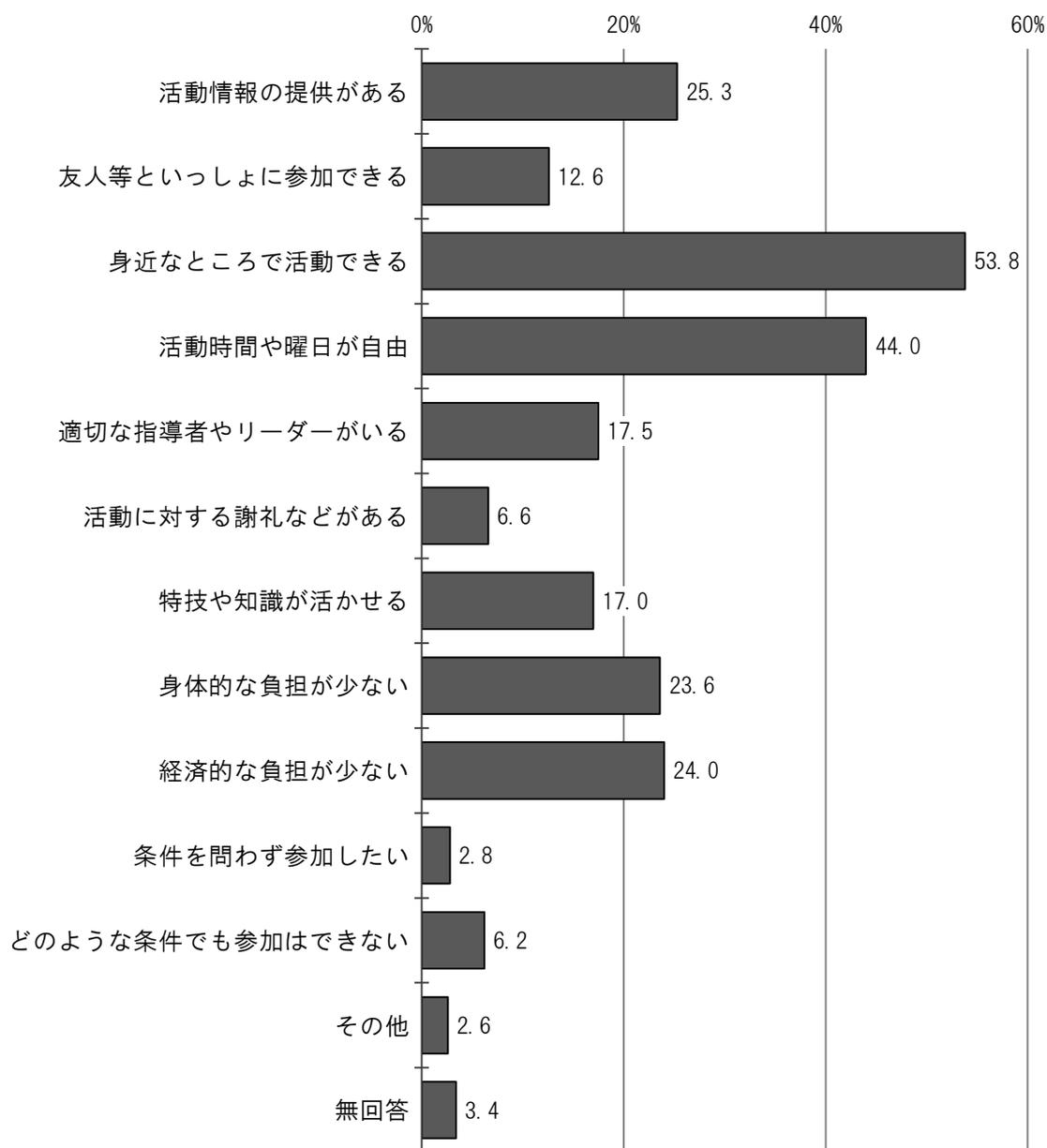
n=600



資料:市民調査(令和6年)

《地域活動やボランティア活動に参加しようとする際、重視する点(複数回答)》

n=967



資料:市民調査(令和6年)

### (3)地域のつながりの希薄化

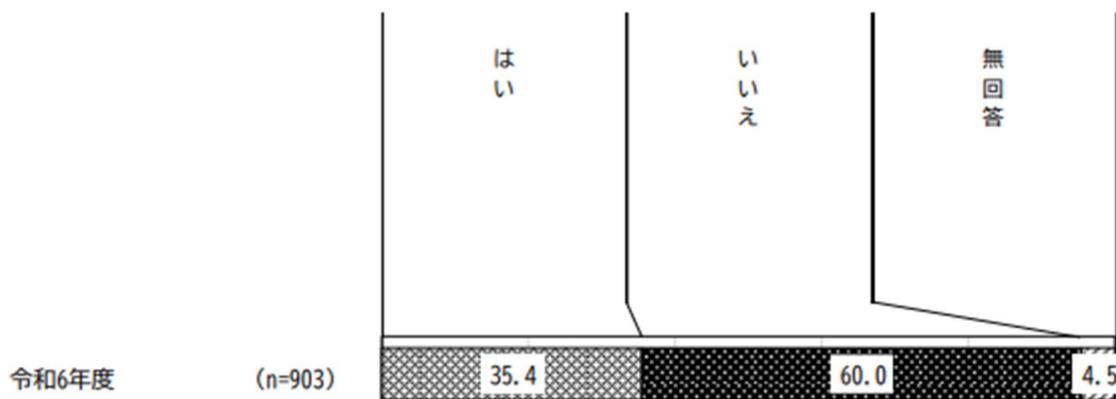
- 町会・自治会の加入状況について、加入していない割合は 60.0%となっています。加入していない理由としては「仕事・学業・家事などで忙しく参加する時間がないから」が 48.7%と最も高く、次いで「加入のメリットが感じられないから」が 33.6%、「役員などになりたくないから」が 26.6%になっています。【市政世論調査(令和6年)より】
- 福生市への愛着は、いずれの年齢も「ある程度ある」が最も多くなっています。年齢層が上がるほど割合が増加する傾向にあります。【市民調査より】
- どのような近所(徒歩5分程度の範囲)での付き合いをしているかについて、年齢別にみると、いずれも「あいさつや、さしさわりのない話を交わす程度」が最も多くなっています。また、年齢層が上がるほど近所との付き合いが親密になる傾向にあります。【市民調査より】
- 孤独であると感じることがあるかについて、年齢別にみると、40歳代では、「しばしばある・常にある」が 8.0%と他の年齢に比べてやや高くなっています。また、18～29歳、50歳代では、「しばしばある・常にある」「時々ある」「たまにある」の合計が4割弱となっています。【市民調査より】

町会・自治会の加入率の低下や、若い世代において近所付き合いが希薄な傾向があるなど、地縁による地域のつながりの希薄化がうかがえます。

一方で、地域への愛着は世代を問わず比較的高くなっています。孤独感を感じている市民もいることから、各自が興味のあるテーマを通じて交流や体験活動、居場所への参加を行うなど、一人ひとりが孤立しないような環境づくりが重要となります。

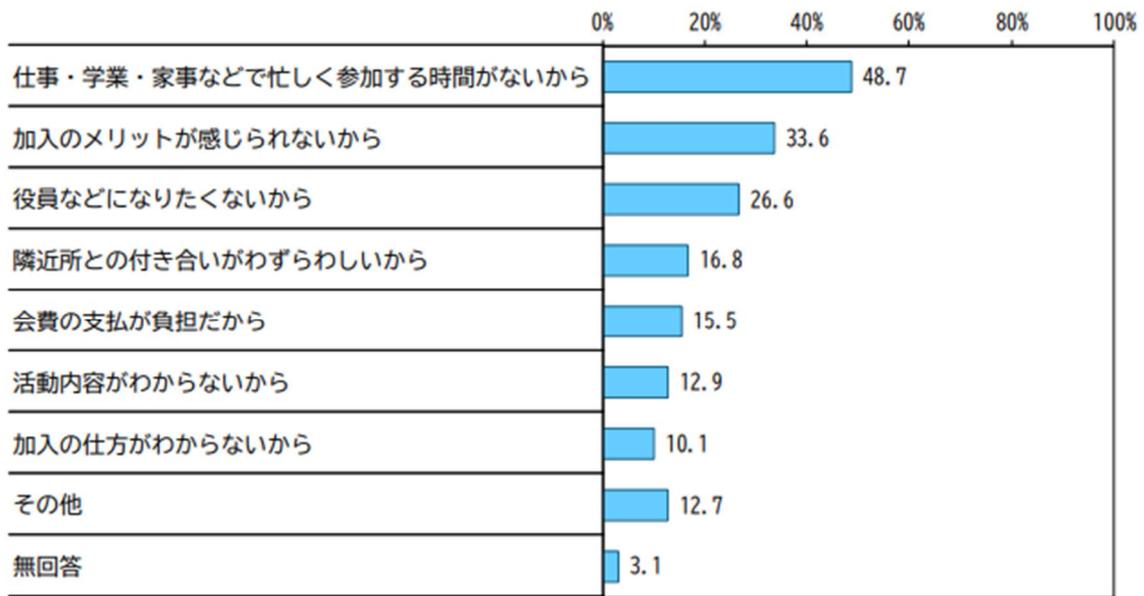
そのため、地域における交流の機会や拠点となる居場所づくりに取り組む必要があります。

#### 《町会・自治会への加入状況》



資料:市政世論調査(令和6年)

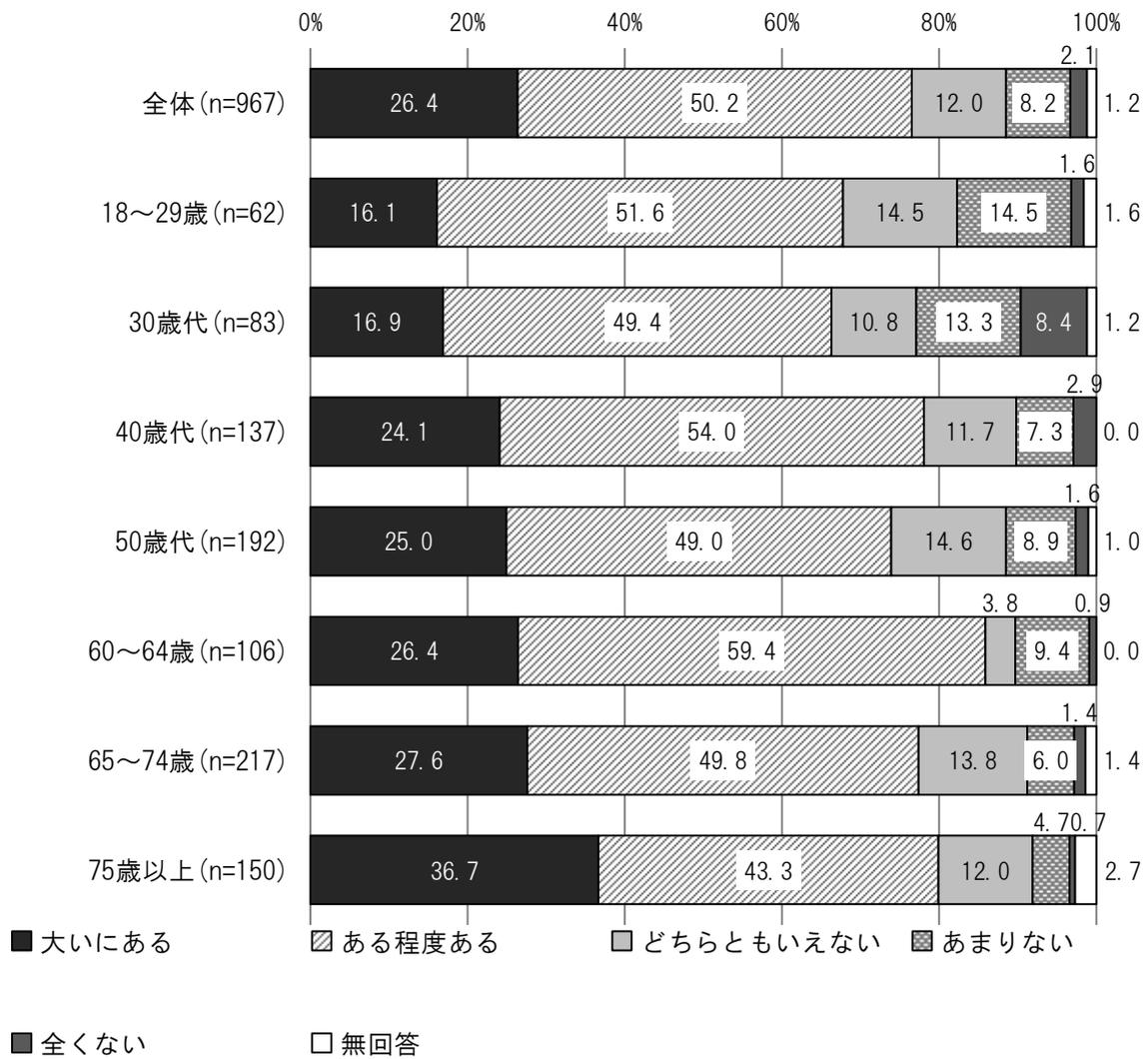
《町会・自治会へ加入していない理由》



■全体(n=542)

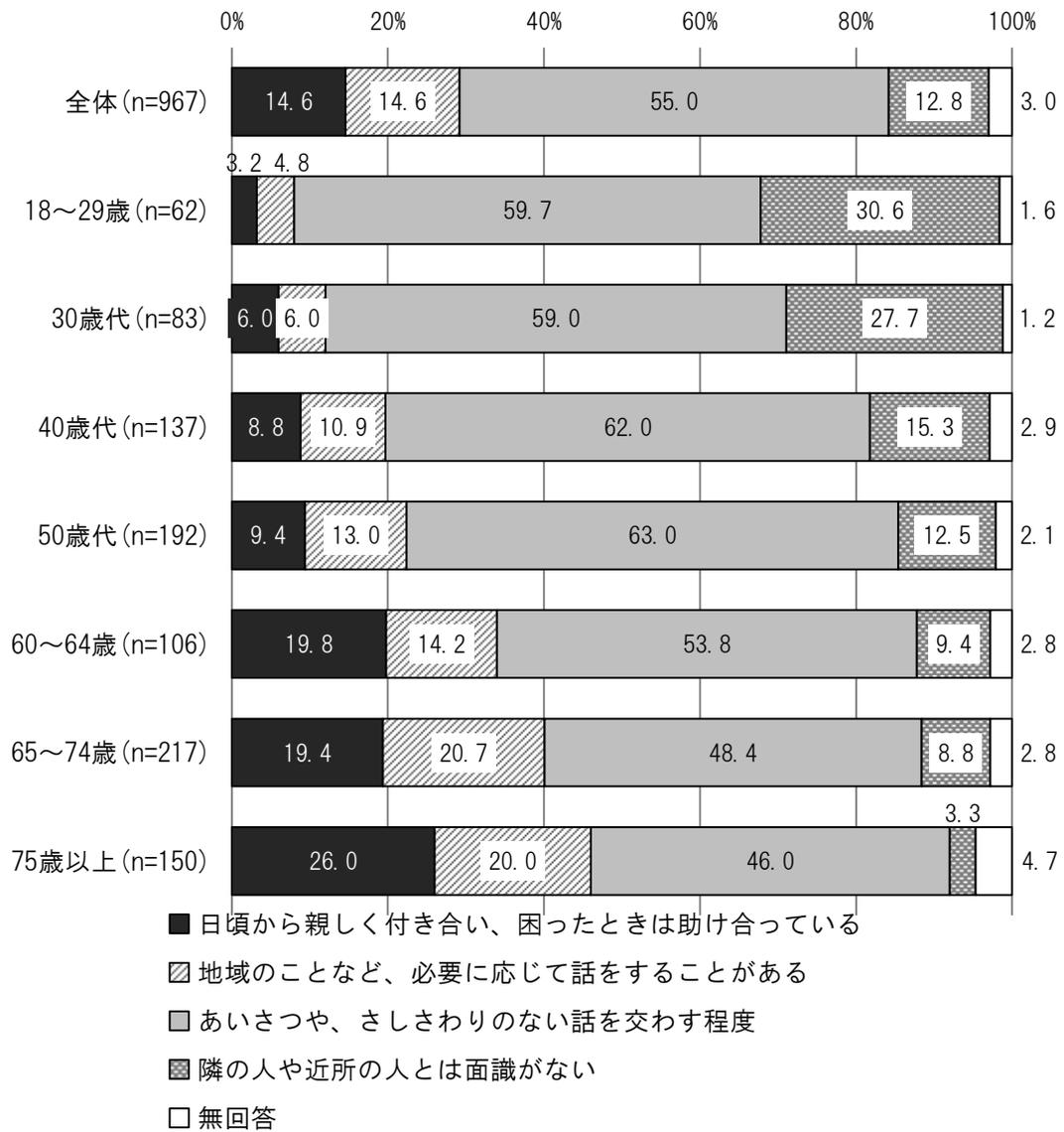
資料：市政世論調査(令和6年)

《福生市に愛着があるか(単数回答)》



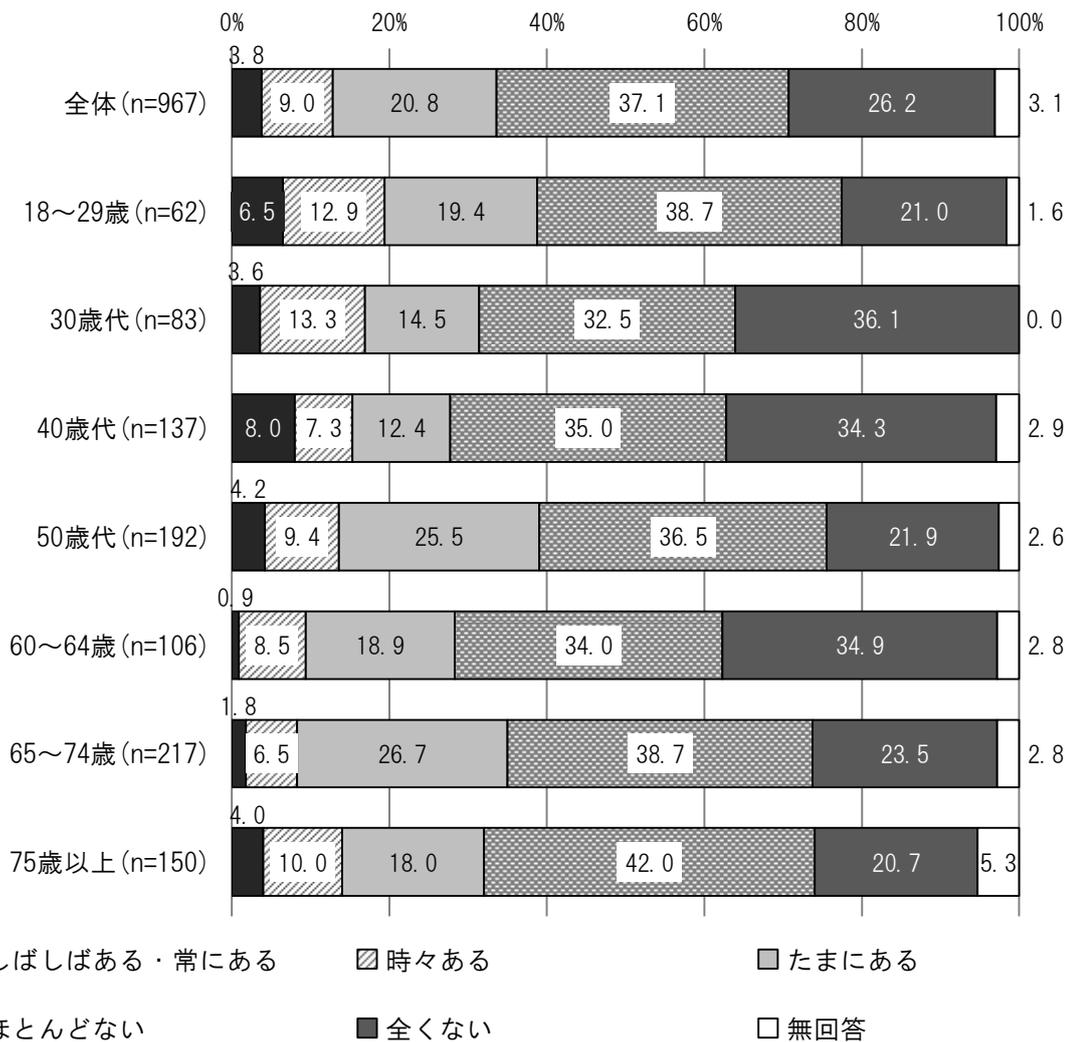
資料:市民調査(令和6年)

《現在の近所付き合い(単数回答)》



資料:市民調査(令和6年)

《孤独であると感ずることがあるか(単数回答)》



資料：市民調査(令和6年)

(4)相互理解の促進

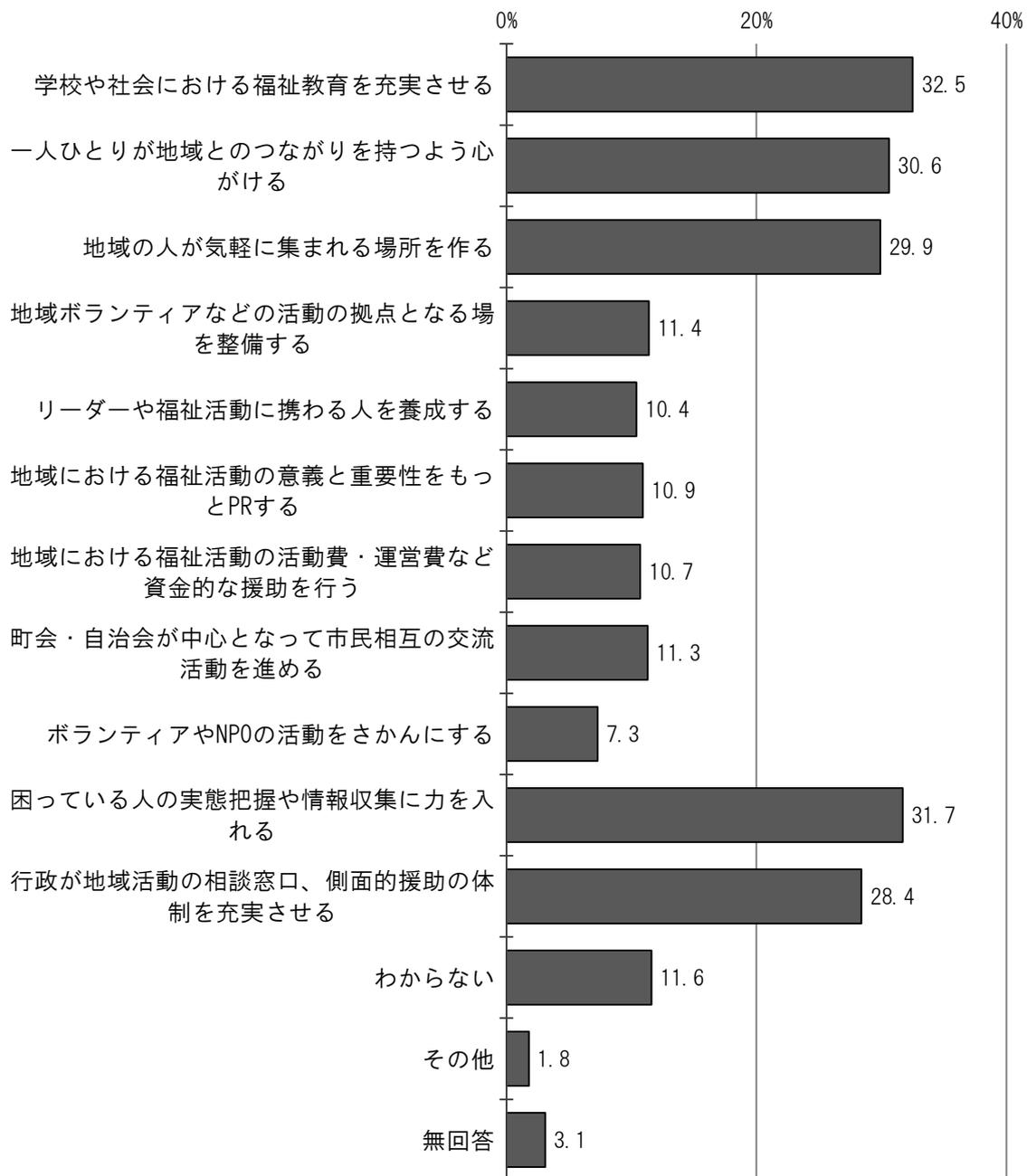
- 「地域共生社会」を実現するために必要な取組について、全体では「学校や社会における福祉教育を充実させる」が32.5%と最も多くなっています。【市民調査より】
- 福祉のまちづくりを進めるためにできることとして「だれでもけがをしたり病気になったり、高齢になって体が不自由になる可能性があるので、やさしいまちづくりを自分ごととして考える」が56.7%と最も多く、次いで「困っている人への手助けができるよう思いやりのこころを持ったり、手助けの方法を知る」が49.1%、「それぞれ異なる特性を持つ多様な人々が交流する機会を増やし、お互いのことをよく知る」が23.6%となっています。【市民調査より】
- 市民が多文化共生の推進のためにできることについて、「地域の外国人にあいさつするなど、声をかけ合う」が36.9%と最も多くなっています。【市政世論調査(令和6年)より】

音声コード

一人ひとりが助け合い、支え合える関係になるためには、地域に暮らす多様な人々に対する理解を深めることが重要です。人権意識を持ち、お互いの個性を尊重し合える地域となるよう、学校や地域における福祉教育に引き続き取り組むとともに、多様な人々が交流する機会等、相互理解を促す場づくりが必要です。

《「地域共生社会」を実現するために必要だと思う取組(複数回答)》

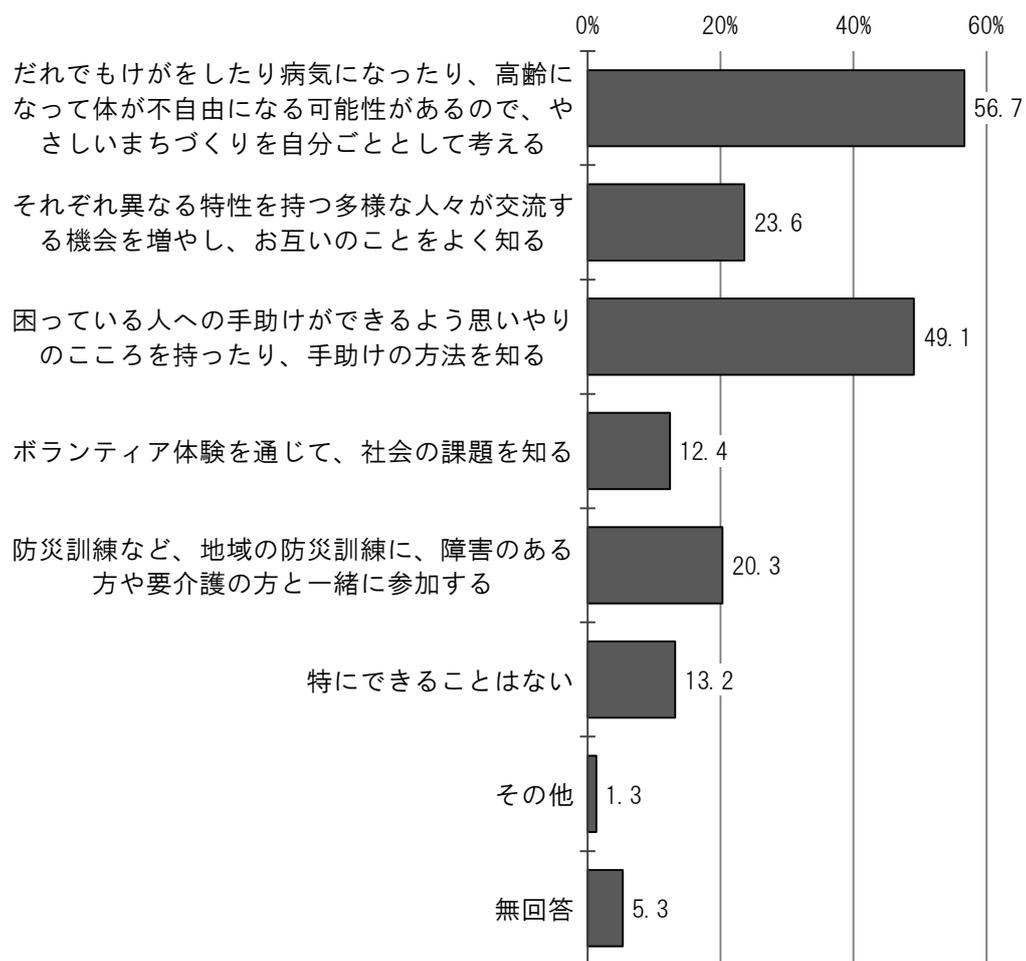
n=967



資料:市民調査(令和6年)

## 《福祉のまちづくりを進めるためにできると思うこと(複数回答)》

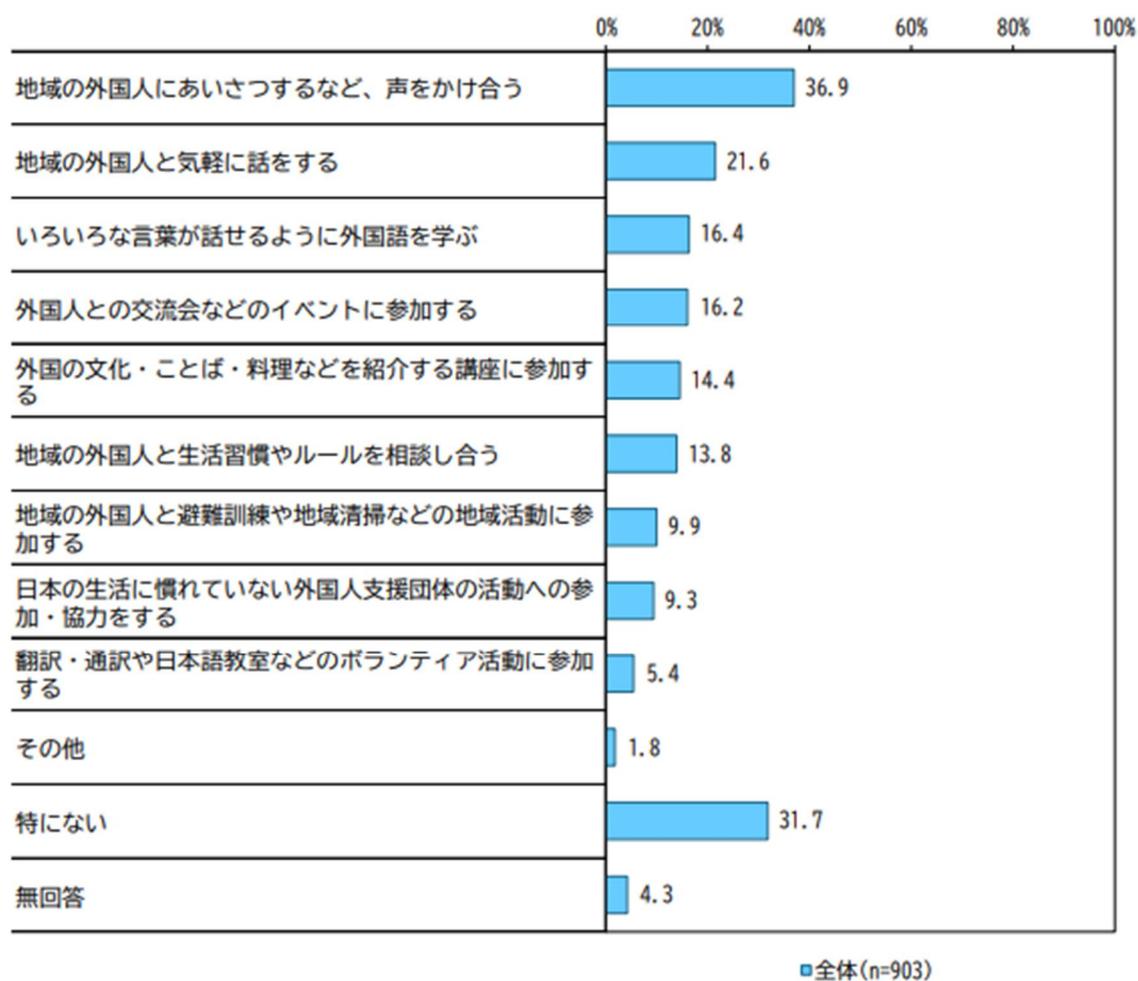
n=967



資料：市民調査(令和6年)

音声コード

《多文化共生の推進に向けてできること・したいこと》



資料:市政世論調査(令和6年)

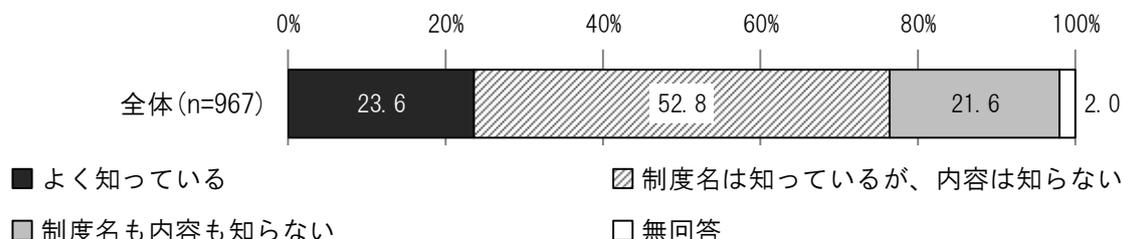
## (5) 権利擁護等についての認知不足

- 成年後見制度について「制度名は知っているが、内容は知らない」(52.8%)と「制度名も内容も知らない」(21.6%)の合計が 74.4%となっています。【市民調査より】
- 将来的に成年後見制度を「利用したい」は 25.5%、「わからない」が 54.6%、「利用したくない」が 17.6%となっています。「わからない」あるいは「利用したくない」と答えた理由は「制度を利用せずに親族に任せたい」が 49.0%と最も多く、次いで「制度の内容や利用方法がよくわからない」が 33.4%となっています。【市民調査より】
- 「利用したい」人が希望する後見人は「親族」が 71.7%と最も多く、次いで「弁護士や司法書士などの専門職」が 34.8%、「社会福祉法人などの団体」が 18.6%となっています。【市民調査より】
- 権利擁護支援について、今後どのような取組が必要だと感じるかについて、「身寄りのない方への入院・入所から終末期までの一貫したサポート」が 57.3%と最も多く、次いで「成年後見制度の普及・啓発に関すること」が 35.4%、「相続や遺言等、終活についての相談窓口の設置」が 30.5%となっています。【団体調査より】

高齢者単身世帯や要介護認定者、障害者手帳登録者の増加等、判断能力が十分ではない人の増加が予測されるなか、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援に対する認知が十分ではないことがうかがえます。

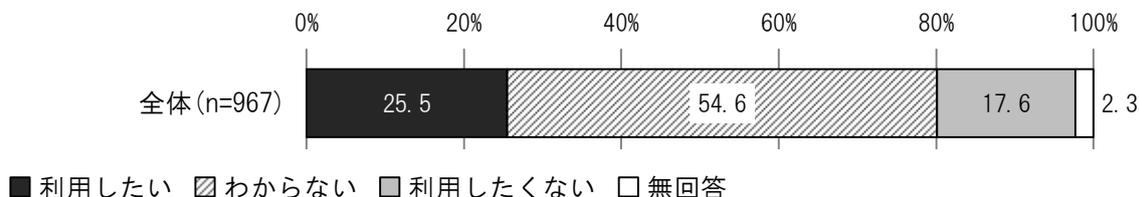
市民一人ひとりの人権が尊重され、安心して地域で生活できるよう、支援が必要な人を把握し、日常的な見守りを行うとともに、成年後見制度をはじめとする権利擁護について普及啓発及び体制の充実が必要です。

《成年後見制度の認知度(単数回答)》



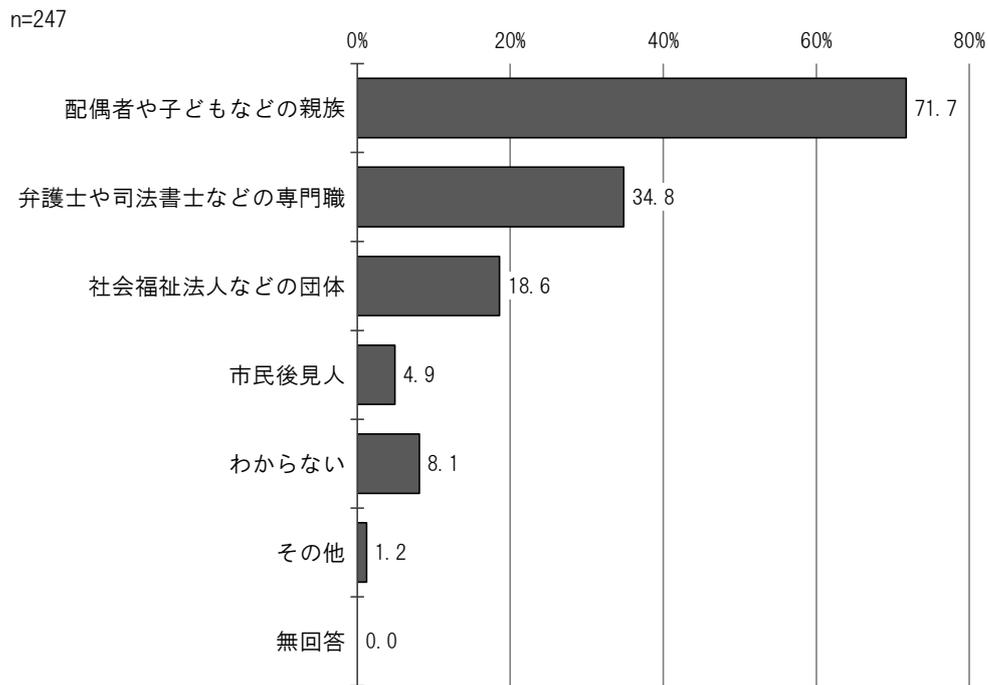
資料：市民調査(令和6年)

《将来的に成年後見制度を利用したいと思うか(単数回答)》



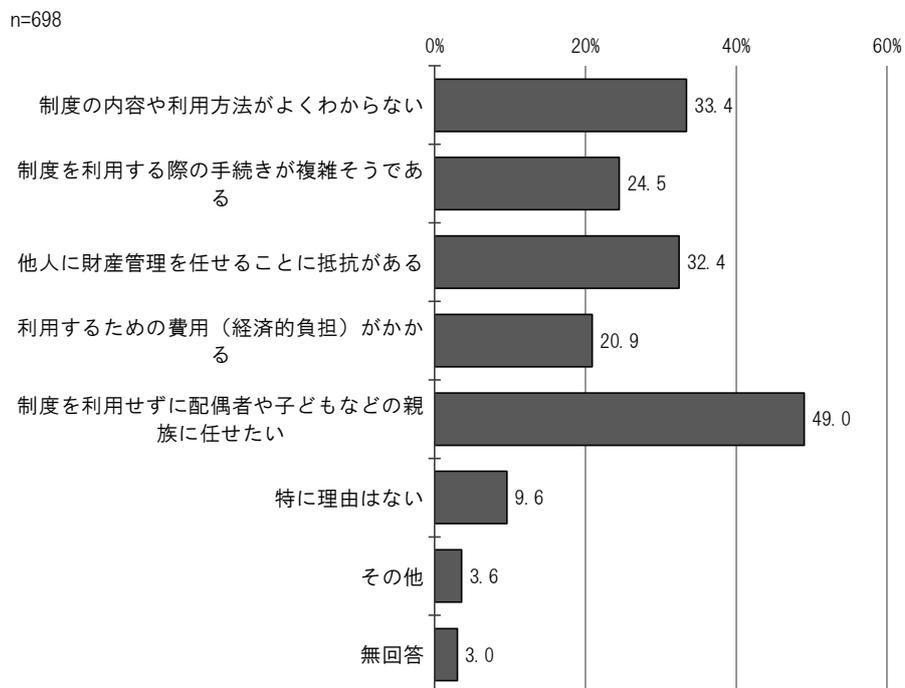
資料：市民調査(令和6年)

《(「利用したい」人)誰に後見人になってほしいか(複数回答)》



資料：市民調査(令和6年)

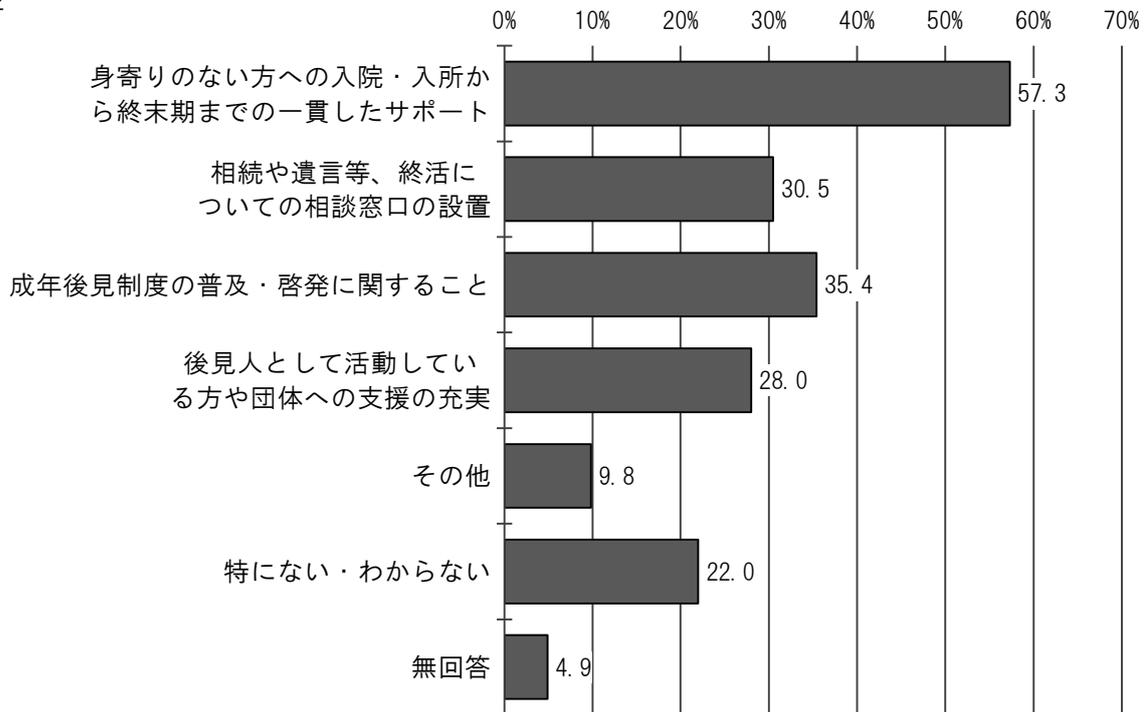
《(「わからない」「利用したくない」人)「わからない」「利用したくない」と答えた理由(複数回答)》



資料：市民調査(令和6年)

## 《権利擁護支援について、今後必要だと思う取組(複数回答)》

n=82



資料:団体調査(令和6年)

### (6)犯罪を繰り返さないための地域づくり

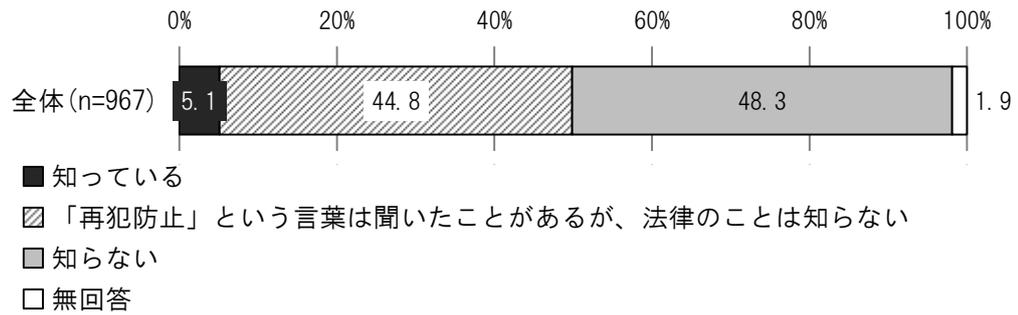
- 平成 28 年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立したことについて「知らない」(48.3%)と「「再犯防止」という言葉は聞いたことがあるが、法律のことは知らない」(44.8%)を合計すると9割を占めています。【市民調査より】
- 罪を犯した人が更生して地域で生活する場合に必要なと思う支援は「就労支援」が 75.6%と最も多く、次いで「住まいの確保支援」が53.7%、「地域住民の声かけ・かかわり」が45.1%となっています。【団体調査より】

全国的に、刑法犯検挙者数は減少傾向にあるものの、再犯者率は増加している状況です。犯罪をした人の中には就労・住居の確保に課題を抱えている人や、福祉や医療の支援を必要としている人がいます。しかし、十分な支援を受けられないために、犯罪を繰り返してしまうことが少なくありません。

犯罪をした人などが、再犯をすることなく地域で安定した生活を送ることができるよう、地域の理解や包括的・継続的に支える仕組みの構築が必要です。

音声コード

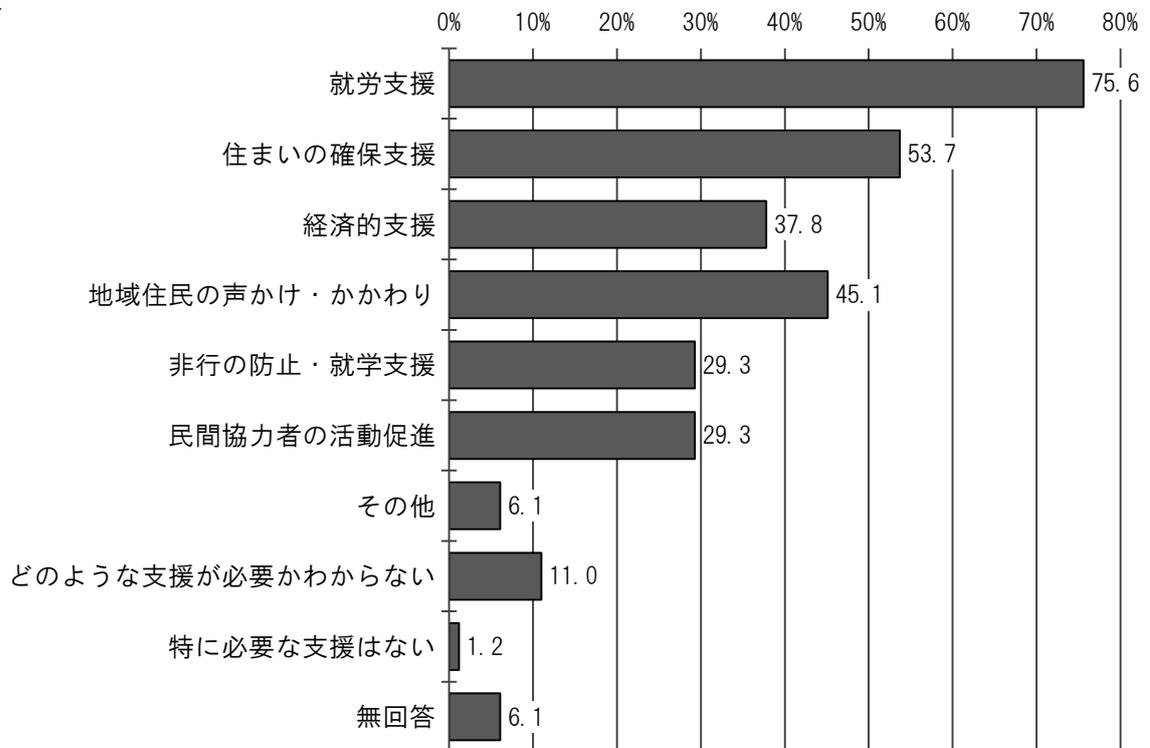
《「再犯の防止等の推進に関する法律」成立の認知度(単数回答)》



資料:市民調査(令和6年)

《罪を犯した人が更生して地域で生活する場合に必要なと思う支援(複数回答)》

n=82



資料:団体調査(令和6年)

## (7)生活上の様々な脅威や不安の高まり

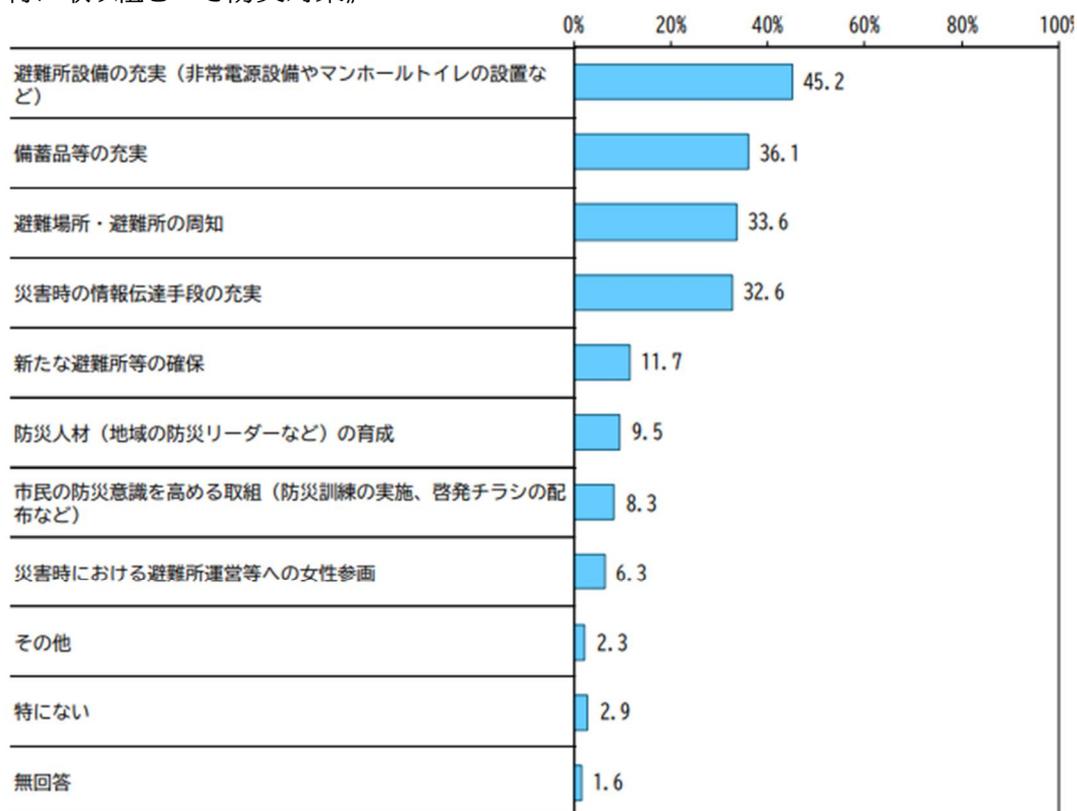
- 災害対策で特に市が取り組むべきことについて、「避難所設備の充実」が 45.2%と最も多く、次いで「備蓄品等の充実」が 36.1%、「避難場所・避難所の周知」が 33.6%となっています。【市政世論調査(令和6年)より】
- 防災対策や災害発生時に地域で担うことが望ましいことについて、「住民の安否確認」が 61.8%と最も多く、次いで「消火活動(大規模火災は除く。)」が 57.9%、「負傷者(軽症に限る。)のケア」が 57.6%となっています。【市政世論調査(令和6年)より】

近年、全国各地で自然災害が多発し、防災に関する関心が高まっています。今後も引き続き、地域での防災活動を支援するなど、災害発生時への平時からの備えが必要です。

また、要介護高齢者や障害のある方など自力で避難することが困難な方が災害時に円滑に避難できるよう、実効性の高い安否確認や避難支援の体制を構築する必要があります。

さらに、高齢者等を狙った悪質な特殊詐欺のほか、いわゆる「闇バイト」に安易に応募し、特殊詐欺や強盗等の重大な犯罪に加担してしまうなど、新たな犯罪の手口が横行し、大きな社会問題となっています。このような脅威や不安から守るため、地域全体が監視の目となり、安心して生活できる地域づくりが必要です。

### 《市が特に取り組むべき防災対策》

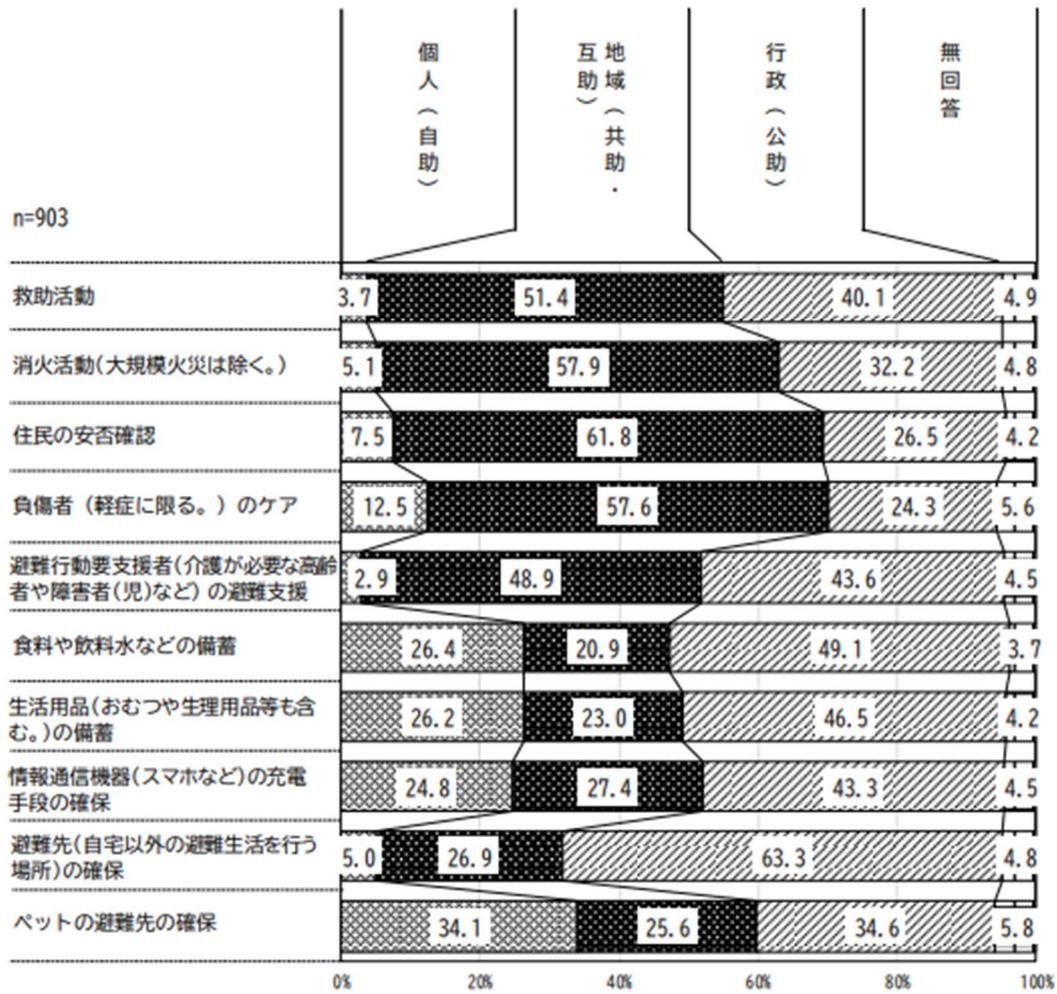


■全体(n=903)

資料:市政世論調査(令和6年)

音声コード

《防災対策や災害発生時の役割》



資料:市政世論調査(令和6年)

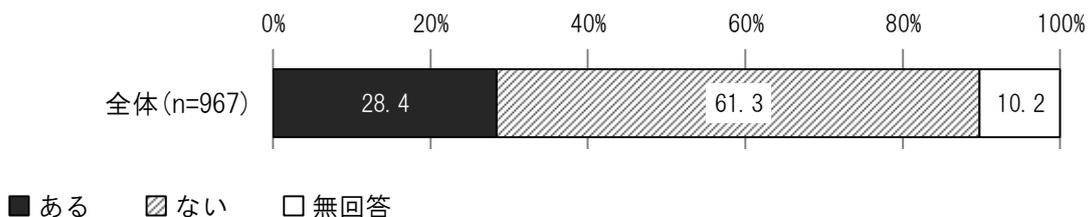
## (8)地域課題の複雑化

- 生活上の困りごとがある人のうち、困りごとの内容について年齢別にみると、18～29 歳から 60～64 歳では「生活費など経済的問題」が最も多くなっています。65 歳以上では「自分の健康のこと」が最も多くなっています。【市民調査より】
- 困りごとがある人のうち、どこかに相談しているかについて、全体では「していない」が 58.9%、「している」が 34.2%となっています。相談をしていない理由について、全体では「相談しても解決が期待できない」が 45.7%と最も多く、次いで「相談するほどの内容ではない」が 29.0%、「どこに相談していいかわからない」が 27.8%となっています。【市民調査より】
- 活動、事業を通じて見える地域の状況として、「老々介護」、「孤立世帯」がともに 43.9%、「ゴミ屋敷」に関することが 34.1%、「ひきこもり」に関することが 30.5%となっています。【団体調査より】
- 上記のような世帯に対して支援活動を行っている団体が課題に感じることで、「支援を拒否される」が 38.0%と最も多く、次いで「他の相談支援機関との連絡・調整が難しく、スムーズに連携できていない」が 36.0%、「連携して支援を行うにあたって、各相談支援機関等の明確な役割分担ができていない」が 34.0%となっています。【団体調査より】

個人や世帯単位で様々な課題を抱え、支援を必要としているケースが増えており、適切に相談につながらずに孤立してしまうケースや、相談先がわからずに状態が深刻化してしまうケースなどもあります。問題が複雑化する前の早い段階で適切な相談先につなげる仕組みや、より円滑で包括的な支援体制の整備が求められます。

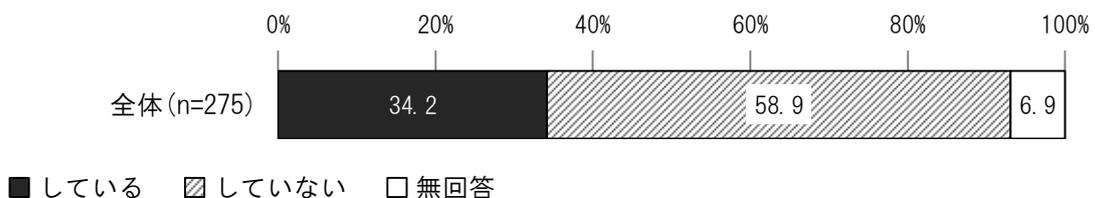
引き続き支援が必要な人が相談しやすい環境づくりに取り組むことはもちろん、相談に来られない人に対するアウトリーチや、解決が難しい複雑な生活課題に対して関係機関と連携しながら支援に取り組むための体制強化が必要です。

《今の生活において困っていること(単数回答)》



資料：市民調査(令和6年)

《(困りごとが「ある」人)どこか(誰か)に相談をしているか(単数回答)》



資料：市民調査(令和6年)

音声コード

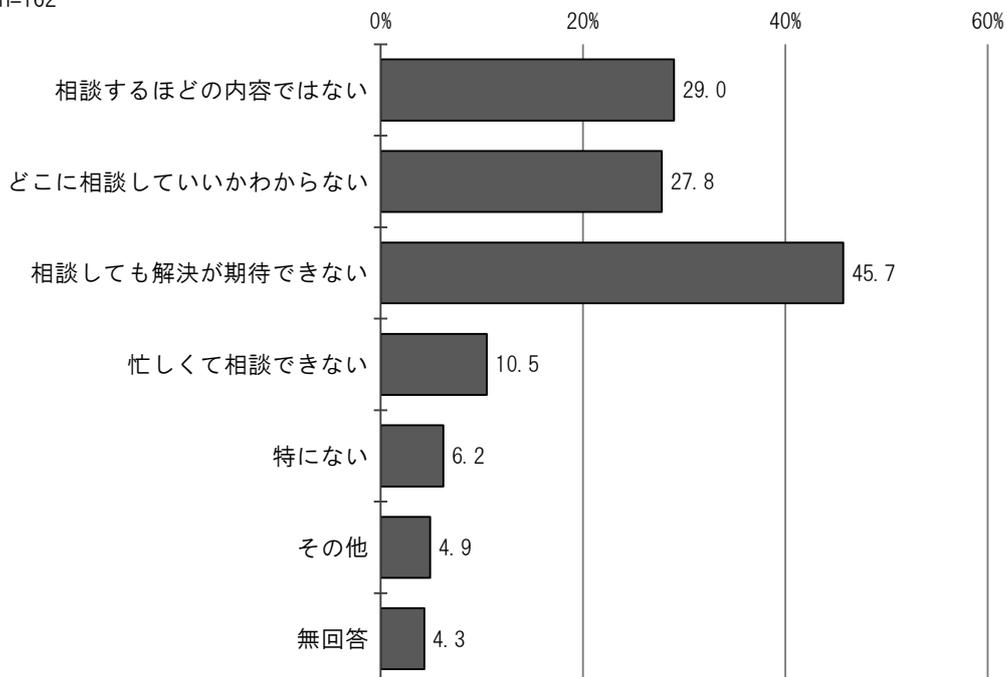
《(困っていることが「ある」人) 困りごとの内容(複数回答)》

%		生活費など 経済的問題	仕事に關する こと	自分の健康 のこと	育児・子育てに關する こと	親の介護の こと	親以外の家 族の介護・ 介助のこと	ひきこもりの家族が いること
年齢	全体(n=275)	50.5	19.6	41.1	10.5	19.3	6.5	3.6
	18~29歳(n=17)	70.6	41.2	29.4	17.6	11.8	-	-
	30歳代(n=25)	56.0	32.0	44.0	40.0	8.0	8.0	8.0
	40歳代(n=42)	69.0	28.6	23.8	19.0	19.0	-	2.4
	50歳代(n=67)	47.8	17.9	38.8	11.9	37.3	6.0	1.5
	60~64歳(n=27)	37.0	11.1	22.2	-	33.3	11.1	3.7
	65~74歳(n=59)	47.5	11.9	57.6	-	10.2	11.9	5.1
	75歳以上(n=33)	33.3	12.1	57.6	-	-	6.1	6.1
%		近所の人間 關係のこと	その他	無回答				
年齢	全体(n=275)	7.6	8.7	1.1				
	18~29歳(n=17)	-	5.9	-				
	30歳代(n=25)	12.0	-	-				
	40歳代(n=42)	7.1	9.5	-				
	50歳代(n=67)	6.0	13.4	-				
	60~64歳(n=27)	3.7	18.5	-				
	65~74歳(n=59)	6.8	6.8	3.4				
	75歳以上(n=33)	18.2	3.0	3.0				

資料: 市民調査(令和6年)

《(困りごとを相談「していない」人) 相談をしていない理由(複数回答)》

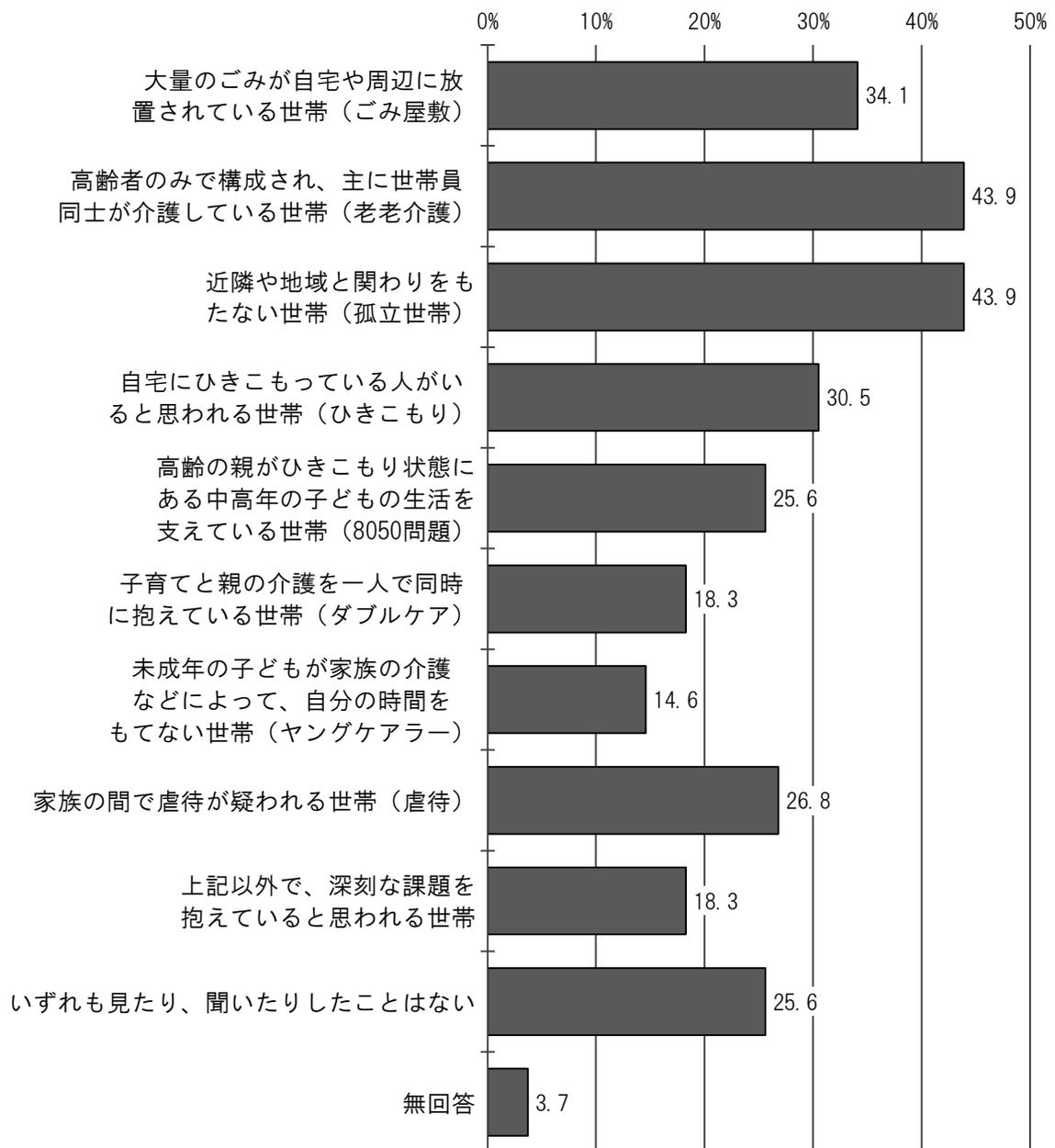
n=162



資料: 市民調査(令和6年)

《活動(事業)を通して見たり聞いたりした世帯(複数回答)》

n=82

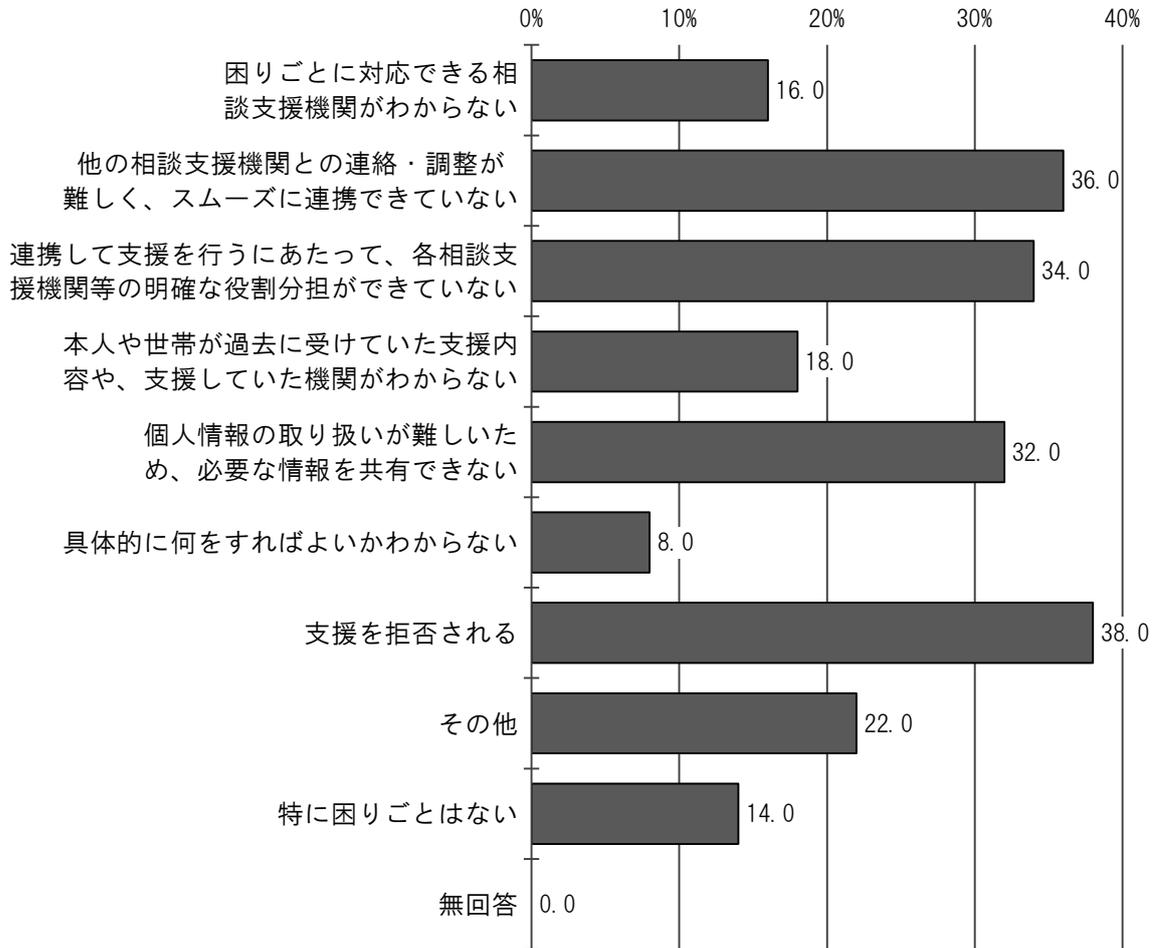


資料:団体調査(令和6年)

音声コード

《(支援したことがある団体)支援している際の困りごと(複数回答)》

n=50



資料:団体調査(令和6年)

## (9)福祉情報の散在化

- 福祉に関する情報はどこから得ているかについて、「市の広報紙「広報ふっさ」」が全体で79.9%と最も多く、年齢別にみても同様の傾向となっています。【市民調査より】
- 自分に必要な「福祉サービス」の情報をどの程度入手できているかについて「十分ではないが、入手できている」が39.4%と最も多く、次いで「ほとんど入手できていない」が23.8%、「今のところ情報を得る必要がない」が23.2%となっています。【市民調査より】

情報提供については、広報紙・ホームページ・回覧板等を活用した情報提供を実施しており、幅広い年代に「広報ふっさ」が活用されています。

一方で、必要な「福祉サービス」の情報を十分入手できている割合は低くなっており、住民が求めている情報にたどりつきにくくなっている現状があります。

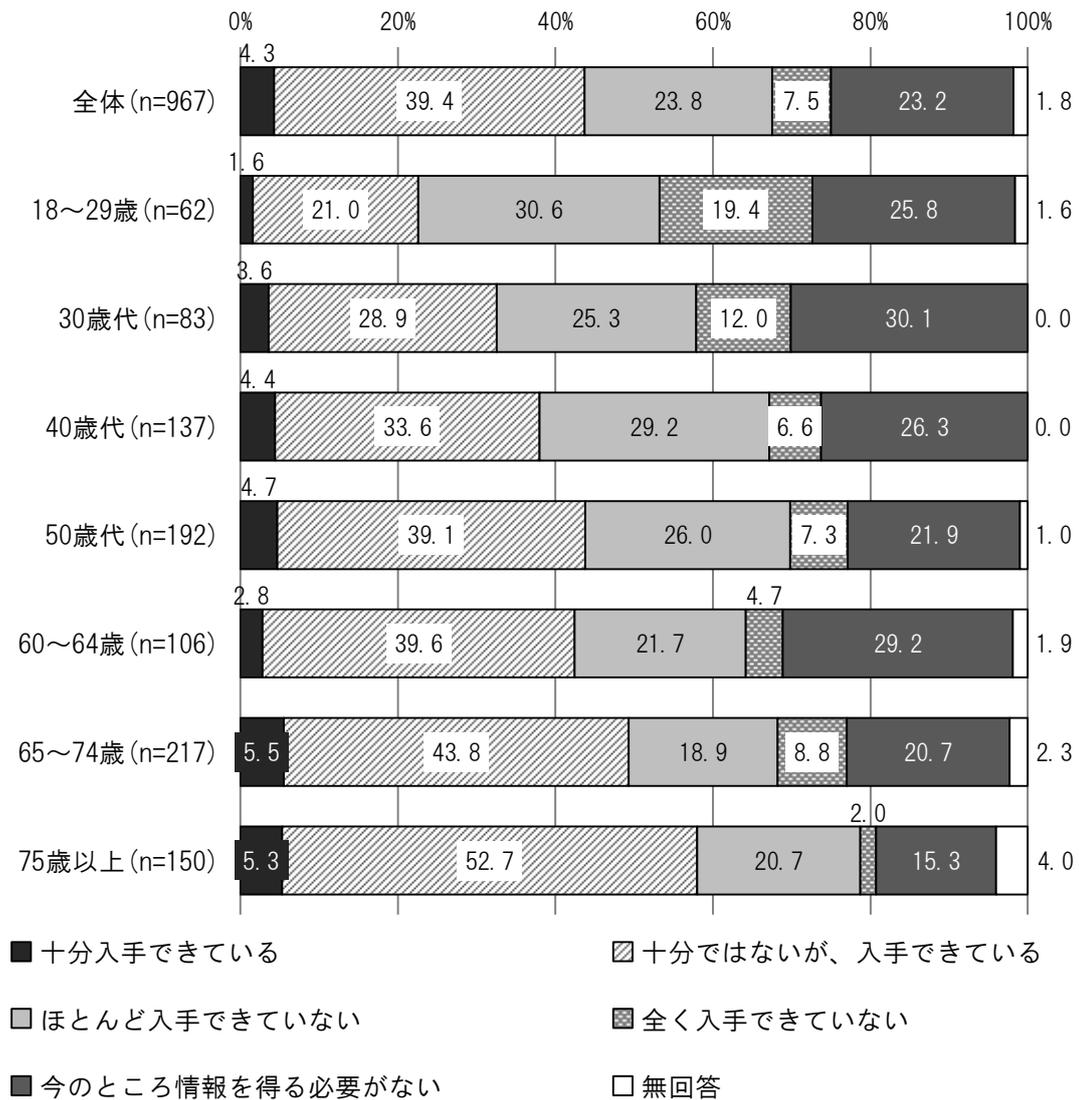
引き続き、福祉サービス等の対象となる人へ効果的な情報発信を行うことが必要です。

《福祉に関する情報源(複数回答)》

%		市の広報紙 「広報ふっ さ」	「福生市議 会だより」 などの市の 刊行物	市で作成し たパンフ レット、ポ スターなど	市のホーム ページ	市公式 YouTube チャンネル 「福生市メ ディアラ ボ」	市政情報配 信サービス 「ふっさ情 報メール」	ふっさ情報 アプリ「ふ くナビ」
年齢	全体(n=967)	79.9	30.6	20.2	21.7	0.9	5.1	8.5
	18～29歳(n=62)	50.0	8.1	17.7	29.0	1.6	1.6	3.2
	30歳代(n=83)	71.1	25.3	9.6	26.5	1.2	4.8	8.4
	40歳代(n=137)	74.5	28.5	13.1	30.7	-	5.1	12.4
	50歳代(n=192)	79.2	30.2	20.3	24.0	1.0	6.8	8.3
	60～64歳(n=106)	84.9	29.2	22.6	22.6	0.9	4.7	5.7
	65～74歳(n=217)	88.0	35.9	20.7	17.1	0.5	4.6	12.0
	75歳以上(n=150)	87.3	36.0	31.3	12.7	2.0	4.7	2.7
%		福生市LINE 公式アカウ ント	町会・自治 会の回覧物	新聞、テレ ビなどのマ スメディア	特にない	その他	無回答	
年齢	全体(n=967)	2.7	21.3	19.1	9.4	2.6	1.8	
	18～29歳(n=62)	4.8	6.5	8.1	25.8	4.8	1.6	
	30歳代(n=83)	2.4	3.6	6.0	16.9	2.4	-	
	40歳代(n=137)	6.6	11.7	8.0	13.9	3.6	-	
	50歳代(n=192)	2.6	12.5	16.1	7.8	3.6	1.0	
	60～64歳(n=106)	0.9	29.2	20.8	8.5	0.9	0.9	
	65～74歳(n=217)	1.8	30.4	25.8	6.9	2.3	1.8	
	75歳以上(n=150)	1.3	38.0	34.0	2.0	0.7	5.3	

資料：市民調査(令和6年)

《必要な「福祉サービス」の情報をどの程度入手できていると思うか(単数回答)》



資料：市民調査(令和6年)

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

---

第6期福生市地域福祉計画では、計画の基本理念を、「すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり」と定め、地域福祉の推進に努めてきました。

令和2年3月に策定された『福生市総合計画(第5期)』においては、目指すまちの姿を「人を育み夢を育む 未来につながるまち ふっさ」としており、その実現に向けたまちづくりの5つの行動指針を掲げ、福生市に関わる人々が日々の暮らしをより良いものとしていけるまちづくりを推進しています。

地域共生社会の実現を目指して、引き続き地域福祉の一層の推進を図っていくことが必要であることから、本計画の基本理念は第6期計画を継承し、福祉分野における市民・地域・行政の共通の目標としていきます。

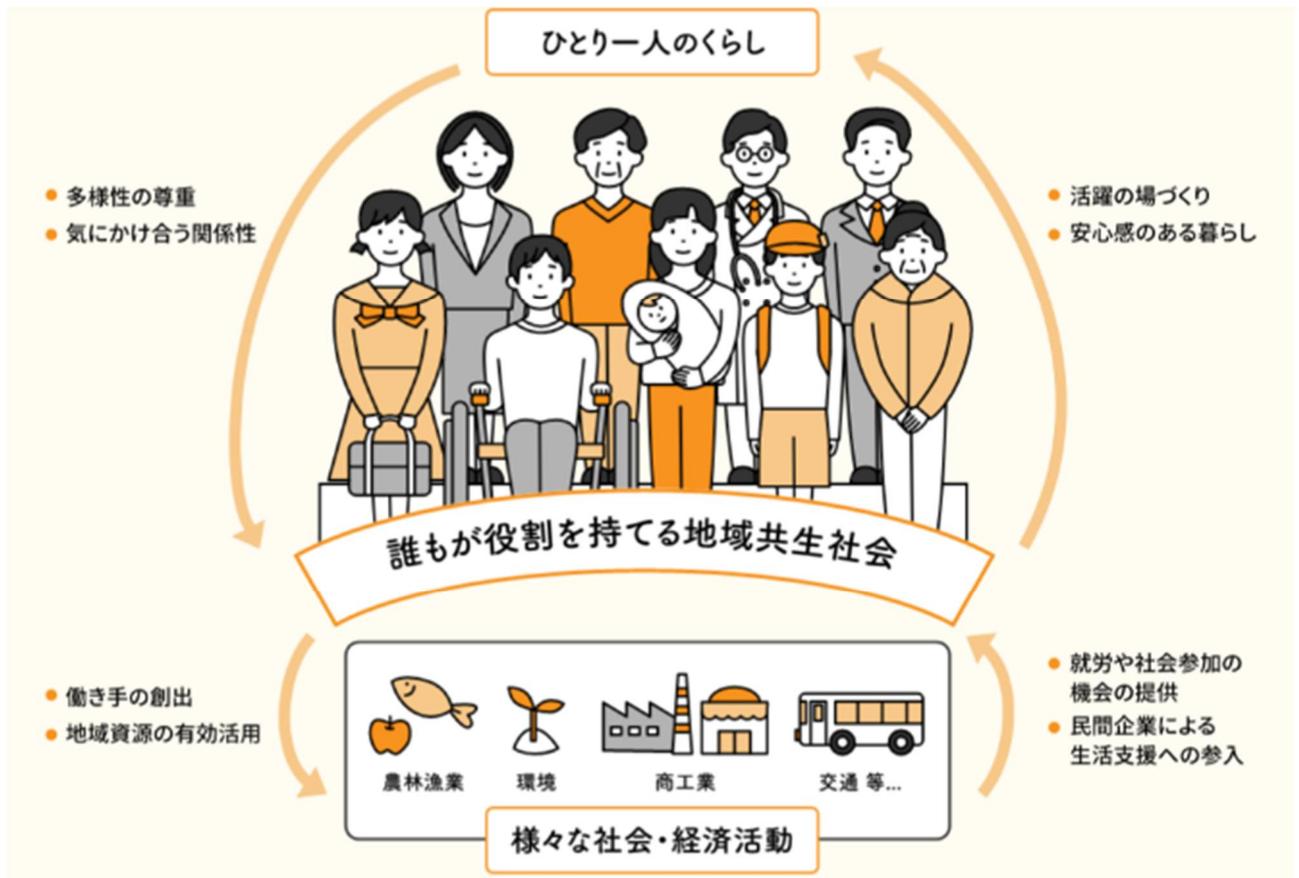
#### 基本理念

すべての人が、住み慣れた地域の中で  
安心して明るく心健やかに暮らせる、  
人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり

## 「地域共生社会」とは

「支援する人」「支援される人」という関係を超えて、地域のいろんな人や団体が役割を持ち、協力しながら、すべての人の暮らしと生きがいとともに創っていく社会のことです。

### ■地域共生社会のイメージ



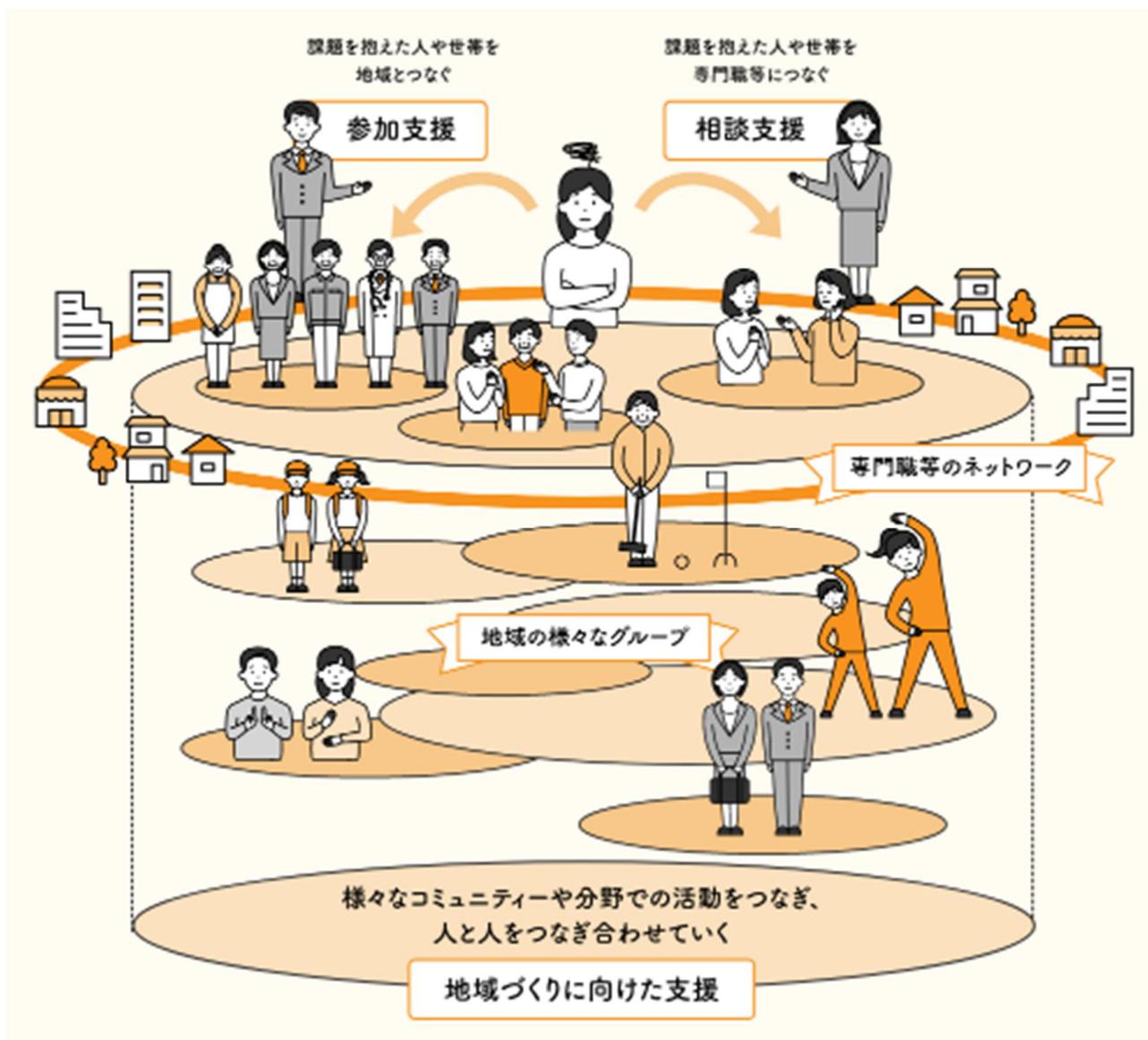
厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」より

この地域共生社会の実現を目指して、「包括的な支援体制」を整備することが市町村に求められています。

包括的な支援体制とは、地域の住民同士が日常的なつながりを持ち、生活課題を抱えても、行政への相談につながったり、誰かが寄り添うことで深刻化を防ぐといった地域の体制や、支援機関が連携しながら、課題を抱える人を見つけたり、寄り添った支援を行うことができる体制が組み合わさり、連携しながら支え合う体制のことです。

本市では、この包括的支援体制の構築を目指し、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を実施しています。

#### ■重層的支援体制整備事業のイメージ



厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」より

音声コード

## 2. 基本目標

---

### 基本目標1 地域の支え合い・担い手づくり

地域福祉の推進にあたっては、市民一人ひとりが地域に関心を持ち、担い手としてできることに取り組むことが重要です。

同じ地域に住む住民同士が顔の見える関係をつくり、孤立を防ぐとともに、日常的な見守りや支え合い、助け合い活動を行うことができるよう、日常的な交流の場づくりや、福祉教育、町会・自治会や民生委員・児童委員など地域の団体や組織の活動への支援を行います。

また、NPO・ボランティア活動を支援するとともに、連携体制の構築に取り組みます。

### 基本目標2 安心して住み続けられる地域づくり

高齢者単身世帯や要介護認定者、障害者手帳登録者等、日常的な見守りや支援が必要な人の増加が見込まれるなか、一人ひとりが安心して地域で生活できるよう、成年後見制度をはじめとする権利擁護に向けた支援体制の充実に取り組みます。

また、自然災害や感染症、犯罪をはじめとする、生活上の脅威や不安に対し、地域全体で助け合うことができるよう、安全安心な地域づくりに取り組みます。

さらに、非行や犯罪、再犯の防止に向けて、地域の理解促進のほか、就労、住居の確保、必要な保健医療・福祉サービスの利用促進等、安定した生活基盤を築くための支援を行います。

### 基本目標3 適切な支援につなげる体制づくり

日常的な支援や見守りの必要な市民の増加、世帯規模の縮小が進む中、個人や家庭の抱える生活課題は複雑化・複合化しています。

適切な支援につながるよう、介護、障害、子育て、生活困窮等の各分野にかかわる相談体制の充実に取り組むとともに、市民が必要な福祉情報を正しく受け取ることができるよう情報提供体制の充実に取り組みます。

また、行政の分野横断的な連携体制のほか、社会福祉協議会や町会・自治会、民生委員・児童委員、NPO・ボランティア活動団体等、地域の様々な関係団体等との連携を強化し、地域福祉推進に向けた体制を強化します。

### 3. 施策体系

<p>基本理念</p> <p>すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり</p>	<p>基本目標</p>	<p>施策の方向性</p>
	<p>基本目標1 地域の支え合い・担い手づくり</p>	<p>地域に目を向け参加・参画する人の増加</p>
	<p>基本目標2 安心して住み続けられる地域づくり</p>	<p>NPO・ボランティア活動等の支援</p> <p>地域の活動基盤の充実</p> <p>人権尊重と心のバリアフリーの推進</p>
	<p>基本目標3 適切な支援につなげる体制づくり</p>	<p>権利を守るための支援【成年後見】</p> <p>再犯防止のための支援【再犯防止】</p> <p>安全安心な地域づくりの推進</p> <p>総合的な相談体制の充実</p> <p>福祉情報の提供体制の充実</p> <p>地域福祉の推進体制の強化</p>

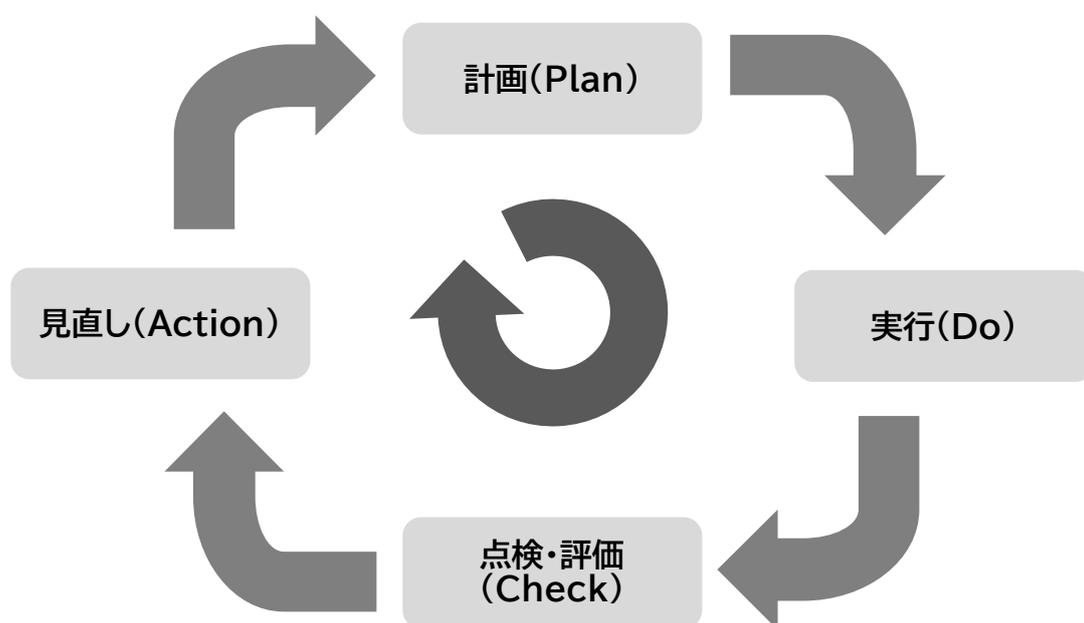
## 第4章 計画の推進体制

### 1. 計画の進捗管理

個別の施策や事業について担当部署で進捗管理と分析及び評価を行い改善していくとともに、福生市地域福祉推進委員会による進捗状況の評価を行うことで施策を推進していきます。

進捗状況の評価については、市のホームページ等に掲載し、その内容を公表します。

社会情勢の変化やニーズの変化に伴う新しい課題に対応するため、計画に位置づけられる具体的取組については、PDCA サイクルの考え方に基づき、取組の実施状況や指標について点検や評価を行い、見直しを行いながら効果的な計画となるように努めていきます。



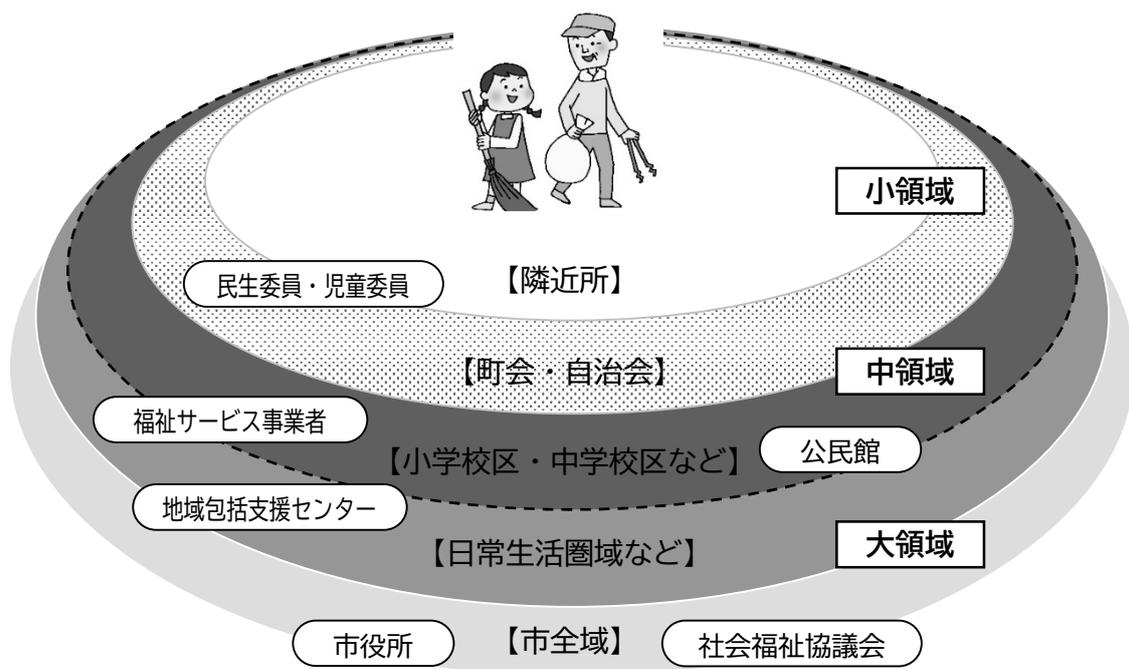
## 2. 圏域の捉え方・各主体の役割

### (1) 圏域の捉え方

本計画は、市全体を対象として策定しますが、市民に身近な助け合い、支え合い活動の促進や、地域課題によりきめ細かな対応をしていくためには、一定の「地域の範囲」を想定しておく必要があります。

市内には32の町会・自治会があり、各町会・自治会がそれぞれ工夫を凝らして、防犯・防災活動や地域の見守り活動、美化活動など日常生活に密着した様々な活動を行っています。町会・自治会は、市民が主体的に地域福祉活動を展開できる範囲であり、本市の地域福祉を推進して行くうえで、重要な領域であると考えます。しかし、専門的な支援や、地域共通の課題への対応を図る範囲として、より広域的に地域福祉活動に取り組む領域も重要です。

このため、本計画では、小領域、中領域、大領域と、重層的に地域を捉えて、地域福祉を推進していきます。



## (2)地域福祉を担う各主体の役割

本計画の推進にあたっては、基本理念である「すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり」に向けて、各主体それぞれが多様性を受け止め、認めあいながら、協働・連携して進めていくことが大切です。

### 市民の役割【小領域】

各種研修や講座、地域での集まり、ボランティア活動などへの積極的な参加により、「支援する人」「支援される人」という関係を超えて、行政などと協働し、見守りや簡単なお手伝いなど、気軽なものから取り組むことで、地域の担い手として活動することが期待されます。

### 市民団体・地域団体の役割【小領域】

NPO 法人、ボランティア団体、老人クラブ、障害福祉団体などの市民団体及び町会・自治会などの地域団体は、各団体の特性を活かしながら、各々の活動を実践し、地域福祉を推進していくことが求められます。特に、住民に身近な団体としての特徴を活かして地域の課題を把握し、相談・支援を行う専門機関につなぐなど、団体間の連携・協力、更には市民との協働により、課題解決に向けて取り組むことが期待されます。

### 民生委員・児童委員の役割【中領域】

高齢者、障害者、子ども・子育て世帯、生活困窮者など、援助や支援を必要としている人から相談を受け、関係機関や福祉サービスにつなげる橋渡し役として活動することが求められます。また、災害発生時には要配慮者の避難支援や安否確認、住民の避難所生活における相談や支援など、地域を見守る様々な活動を行うことが期待されます。

### 事業者の役割【中領域】

地域における重要な社会資源として、福祉サービスの情報提供や質の確保だけでなく、地域住民・地域団体からの相談を通じて、相談者やその世帯が抱える生活課題を把握し、必要に応じて適切な機関につないでいくことが求められています。

また、民生委員・児童委員や市民活動団体、自治会・町内会など他の主体との連携を図るとともに、行政参加や施設開放などを通じ、地域の一員として積極的に関わる中で、事業者の有する知識や技術を地域に提供していくことが期待されます。

## **社会福祉協議会の役割【大領域】**

地域福祉の推進主体として、地域福祉活動への住民参加の促進や、行政と連携し、関係機関との調整や協力関係を作る役割などを担っています。引き続き、市民の自発的な活動の支援やボランティア・福祉人材の育成等を行い、また、各団体や事業者などのネットワーク化、福祉教育の推進のほか、地域の課題解決に向けた事業の実施など、様々な取組を行うことが期待されます。

更に、市(行政)と協働して、社会福祉協議会が策定した地域福祉活動計画と地域福祉計画との整合性を図りつつ、共に地域福祉を主体的に進めることが期待されます。

## **市(行政)の役割【大領域】**

市民の福祉向上に責任を負う主体として、様々な施策を効率的・効果的、かつ総合的に推進し、公的なサービスを適切に実施する役割を担います。また、市民や関係団体、事業所、社会福祉協議会の活動を支援し、地域福祉を推進するための基盤整備を進め、地域では解決できない福祉課題に対し、関係機関と連携し、必要に応じた福祉サービスを提供します。

更に、地域住民の孤立を防ぐ、交流機会や居場所づくりといった地域づくりに向けた支援、様々な相談を広く受け止め、解決に向けた支援を行う相談体制の強化、多機関協働による調整機能やアウトリーチ等を通じた支援等、本市における包括的な支援体制を主体的に整備していきます。

## 各論 I

# 重層的支援体制整備事業実施計画

項目のみ

## 第1章 重層的支援体制整備事業について

### 1. 重層的支援体制整備事業の概要

---

### 2. 重層的支援体制整備事業における役割

---

## 第2章 重層的支援体制整備事業実施計画

### 1. 包括的相談体制の構築

---

### 2. 地域福祉コーディネーターの配置と活用

---

### 3. 包括化・重層化による伴走支援

---

### 4. 福祉分野を超えた参加支援・地域づくり

---

# 各論Ⅱ

## 基本施策

# 基本目標 1

(1) . . .

---

今後の方向性

成果目標

市民にできること

地域にできること

行政にできること

主な施策・事業

# 資料編（作成中）

策定経過

名簿

---